

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
会議録署名の指名	3
一般質問	3
7 番 金 萬 文雄 議員	3
1 低所得者世帯へのエアコン購入費補助の実施について	
2 町独自の奨学金制度の創設について	
11 番 小 淵 洋一郎 議員	16
1 令和7年度施政方針について	
4 番 高 木 綾子 議員	31
1 民生委員の現状と協力員制度の推進について	
2 地域食堂の推進について	
8 番 土 村 秀俊 議員	40
1 上下水道事業について	
2 地域おこし協力隊事業について	
2 番 阿 部 彦忠 議員	59
1 （旧）十符の里プラザ跡地利活用方針第3期整備方針について	
委員会の閉会中の継続調査の件	75

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（16名）

1 番	郷右近 佑 悟 君	2 番	阿 部 彦 忠 君
3 番	須 田 聡 宏 君	4 番	高 木 綾 子 君
5 番	皆 川 祐 治 君	6 番	鈴 木 晴 子 君
7 番	金 萬 文 雄 君	8 番	土 村 秀 俊 君
9 番	浅 川 紀 明 君	10 番	今 野 隆 之 君
11 番	小 渕 洋一郎 君	12 番	高 久 時 男 君
13 番	伊 藤 司 君	14 番	羽 川 喜 富 君
15 番	永 野 渉 君	16 番	鈴 木 忠 美 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	嶋 正 美 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
町 民 生 活 部 長	堀 越 伸 二 君
保 健 福 祉 部 長	谷 津 匡 昭 君
経 済 産 業 部 長	千 田 耕 也 君
都 市 開 発 部 長	村 田 晃 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 喜 宏 君
会 計 管 理 者	福 島 俊 君
教 育 部 長	小 澤 晃 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 口 優 君
---------	---------

令和7年 3月定例会会議録（ 3月13日 木曜日分）

監 査 係 長	千 葉 暁 子 君
主 査	高 橋 三喜夫 君

議 事 日 程 （第4日）

令和7年3月13日（木曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木忠美君） おはようございます。

ただいまから令和7年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

日程第1 会議録署名の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、1番 郷右近佑悟君、2番 阿部彦忠君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 一般質問

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

7番 金萬文雄君の一般質問の発言を許します。金萬文雄君。

〔7番 金萬文雄君 登壇〕

○7番（金萬文雄君） 7番 日本共産党の金萬文雄です。おはようございます。

今日は、私からは2点について質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

発言通告書に基づいて、まずは御質問させていただきます。

1点目、低所得者世帯へのエアコン購入費補助の実施について。

地球温暖化による昨今の夏の猛暑は、命をも脅かすものとなっています。気象庁によると、6月から8月の仙台の30度以上の真夏日は、令和5年が50日、令和6年が45日でありました。また、総務省によると、令和6年5月から9月の宮城県の熱中症救急搬送数は1,364人であり、そのうち44.57%が住居からの搬送、54.25%が高齢者の搬送となっています。塩釜地区消防本部管内救急においても熱中症搬送は年々増加しており、同様の傾向にあると考えます。

町では、省エネ家電製品買換促進補助金や、熱中症対策としてホームページ等での注意喚起、クーリングシェルターの指定、涼み所参加事業所募集に取り組んでいるところであります。今後も、地球温暖化に伴う夏の猛暑日が増加すると考えられ、熱中症対策が重要な課題となるこ

とから、以下について伺います。

（１）住民税非課税世帯及び生活保護世帯、障がい者世帯のエアコン未設置世帯を把握しているでしょうか。また、同世帯への熱中症対策の助言指導がなされているか伺います。

（２）近年、熱中症対策として、低所得者や高齢者へのエアコン設置助成を開始する自治体が全国的に増えており、東北の自治体でも5県10自治体で実施されています。町としても、熱中症対策として住民の命を守る立場から、非課税世帯及び生活保護世帯、障がい者世帯へのエアコン購入助成の補助の実施を行うべきと考えますが、町の考えを伺います。

2点目、町独自の奨学金制度の創設について。

文科省の学校基本調査によると、令和6年春の全国の高等学校卒業者の高等教育機関（大学・短大・専門学校）への進学率は87.3%、うち、大学・短大への進学率は62.3%で、いずれも過去最高でありました。

一方で、令和7年度に14%の大学が授業料を値上げするとの報道があり、県内大学の授業料を見ても、国公立は据置きであります。私立大学は11大学中8大学が令和6年度及び令和7年度に値上げしています。さらに、国立大学の授業料引上げも検討されており、今後ますます高等教育に係る家計の負担が大きくなることが予想されます。

実質賃金が上がらない中で大学授業料の値上がりが家計を直撃しており、実際には、学生の3人に1人は貸与奨学金を借り入れ、家庭からの仕送りが減少し、アルバイトで学費や生活費を賄うため、学業に専念できない状況が続いております。

町では、教育資金利子補給事業で、利子に対し2分の1補助を実施しています。令和5年12月議会一般質問での答弁では、利用者が毎年増加傾向であると評価していますが、令和4年度補助金約15万円が実質13名、令和5年度補助金9万4,200円12件となっており、教育資金支援としては不十分であると考えます。また、勤労者生活安定資金制度利用のため労働金庫利用者には適用せず、利用しにくいとの声があります。

県内の自治体の8割に当たる28市町村……、これもう一度確認しますが29市町村ですね、独自の無利子無利息の奨学金制度を実施し、活用されている状況であります。町でも、新たな進学への経済的支援が求められていると考えます。町独自の奨学金制度創設の考えはないか、改めて伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1の低所得者世帯へのエアコン購入補助の実施については町長、町独自の奨学金制度の創設については教育部長。初めに町長。

○町長（熊谷 大君） 7番 金萬文雄議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の低所得者世帯へのエアコン購入費補助の実施についてお答え申し上げます。

まず、（1）の住民税非課税世帯等のエアコン未設置世帯の把握及び同世帯への熱中症対策の助言指導についてでございますが、熱中症対策の一つとしてエアコンの設置は有効であり、特に体温調整が困難な子供や高齢者など、熱中症になる割合が高い方々には効果が高いことは認識しております。

しかしながら、エアコンの設置につきましては、電気料金が高額であること、また、体が冷え過ぎて体調を崩すことがあるので、エアコンの風を好まないなどの理由から設置していない世帯もあることから、エアコン未設置世帯の把握はしておりません。

熱中症対策の助言指導につきましては、町の広報紙やホームページ、SNS等での注意喚起を行っているほか、生活保護受給世帯につきましては、宮城県保健福祉事務所のケースワーカーの訪問時に声がけが行われ、障がい者世帯につきましては、相談支援事業所を通して助言が行われております。

また、高齢者世帯につきましては、地域包括支援センター職員が訪問した際や各種事業に参加された際に、熱中症対策の声がけなどを実施しております。

次に、（2）の非課税世帯及び生活保護世帯、障がい者世帯へのエアコン購入補助の実施についてでございますが、議員御承知のとおり、近年、夏場に危険な暑さが続いており、東北地方におきましても購入補助を始めている自治体があることは承知しております。

しかしながら、本町では、戸別訪問により声がけなどの注意喚起を図るとともに、町民交流館やリフノスにはクーリングシェルターを設置し、商業施設には涼み所として登録していただくなど、積極的に熱中症対策を行っております。このことから、エアコンの購入補助を実施する予定はございません。

○議長（鈴木忠美君） 次に、教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） 7番 金萬文雄議員の御質問にお答えいたします。

第2点目の町独自の奨学金制度の創設についてお答え申し上げます。

奨学金制度につきましては、経済的な支援のほか、利府町の未来を担う子供たちの進路選択の幅を広げるといった面からも、非常に有効な施策であると認識しております。

しかしながら、令和5年12月定例会の一般質問において答弁しておりますように、国や県などにおいて経済的な支援が整備されており、例えば、令和2年4月から国において、意欲ある子供たちの進学を支援するため、給付奨学金や授業料等免除などの高等教育の修学支援新制度

を開始しているところであります。

このようなことから、以前もお答え申し上げたところではありますが、町で実施する場合には財源を要するものであり、現在のところ考えてはおりません。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） まず、1点目の（1）について再質問いたします。

把握はしていないということ、いろんな例えば生保は県の管轄だったりとか、あとは高齢者については包括支援センターが訪問したりということがあると思うんですけれども、まずは、令和6年度の生保世帯数と非課税世帯数を伺いたいと思います。できれば障がい者の、障がい者は各級があるので難しいかと思うんですけれども、生保と非課税世帯数を伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、生活保護世帯でございますが、令和7年3月現在でございますが、84世帯127人が支給決定となっております。非課税世帯につきましては、こちらのほうに資料のほうをお持ちしておりませんので、後ほど確認をさせていただき報告をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 令和6年度は分かりませんが、令和5年度非課税世帯2,150世帯というふうに以前お答えしていただいています。そのぐらいなんだろうというふうに思うんですけれども、再質問の2つ目は、対象者ごとに関係機関との連携を図りながら助言等を行っているというふうにお答えですが、具体的にどのようなようになっているのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、生活保護世帯に関しましては、地区担当のケースワーカーのほうと連携を取らせていただいております。まず、熱中症対策についての適切な指導等を行っていただくということでお願いのほうをしているところでございます。

あわせて、保護世帯に関しましては、エアコンのほうの助成なども考慮されている部分というのがございますので、該当する世帯があれば速やかにそちらのほうの措置をしていただけるように、また、該当しない場合には家計支援だったりとか、また、社会福祉協議会のほうで行

われております資金のほうの貸付け、そういったものの活用について指導のほうをしていただけるようにお話のほうをさせていただいております。

また、障がい者関係につきましては、まず、国のほうから熱中症対策に対しての周知依頼というのが町のほうに来ておりますので、こちらを基に、相談事業所などのほうに周知のほうを図っております。

そして、県のほうに指定権限がありますので、事業所のほうには県が周知をしているところでございますので、こちらに基づきまして、相談があった場合にはリーフレットなどを活用して周知を図っていただく。また、事業所のほうを利用している活動中に関しましては、給水だったりとか衣服の調整、そういったものを声がけしていただくとともに、体調の変化、そういったところに留意しながら、それぞれ対応のほうをしていただけるように行っていると考えております。

高齢者に関しましては、包括支援センターが訪問をしたときに確認をしていただきながら注意喚起を図っていただくなどしておりますし、ケアマネジャー、そしてヘルパーさんだったりとか、通所型のサービスを利用している場合であれば、お迎えのときに室内のほうの確認をしていただきながら、冷房関係とかを活用していただいているかどうか確認をしていただいて、適切に利用していただけるように声がけのほうをしていただいている状況であります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 指導はそれぞれの連携でされているということなんですけれども、住民の方に聞きますと、やっぱりエアコンないという方、非課税の方も含めてありますので、それはいろんな理由があって、電気代が心配だとかということもありますけれども、たかがエアコンと思うかもしれませんが、直近3年の県内の熱中症の救急搬送を見ても、令和4年は死亡ゼロ、重症搬送が6人で、中等度が161人ですけれども、令和5年は死亡1人います。熱中症死亡。重症が28人に跳ね上がっていて、中等度も427人と跳ね上がっています。令和6年に至っては、昨年ですね、死亡が1人で、重症21人、中等症が280人と。令和5年はかなり暑かったので搬送数が多くなっているという状況ですから、宮城県といえども、最近の猛暑は命の危険が伴う状況になっているということですね。今年の夏も暑くなるというふうに予報されていますので、このことを考えれば、町もかなり意識しなければならない状況だと思います。

特に、高齢者でエアコンない世帯というふうに意識しなければいけない。厚労省から県市町村宛てに、「生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等について」ということ

で事務連絡が昨年の5月末に発出されていますけれども、エアコン購入費用の周知とともに、それから水分補給とか扇風機、エアコン等を適切に利用するように、特に高齢者、障がい者等については注意いただくようにということで、熱中症予防の指導周知するように通達されています。

町としても、県と連携して生活保護世帯の熱中症予備群、生活保護世帯の把握と熱中症指導は必要と考えますが、この中で、エアコンのない世帯というのは訪問等で把握しているのかどうか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、町のほうで訪問というのは直接は行っておりませんので、町としての把握はしておりません。ケースワーカーさんのほうで行ったときに確認等はしていただきながら、適切な助言などが行われているものと判断しております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） そちら辺の連携というか情報が、県のケースワーカーさんとかからいただくことはあるんでしょうか。そういう、ここ危ないよとか、こういう問題があるよとかというのは、町のほうに情報が入るということはあるんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、通常、対応したものに関して必要に応じてこちらのほうに情報提供をいただくことはございますが、エアコンの設置状況に関しましては、これまでいただいたことはございません。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 先ほど言ったように、町としてもかなり意識して認識しないと、本当に住民の命の問題ですから、少し認識を高めていただきたいというふうに思います。

今後も連携指導、連携のところで対応を願いたいというふうに思うんですが、この生活保護については、昨年4月から、今まで5万……、エアコンが2018年からエアコン補助が可能になっています。最初は5万だったんですよ。去年あたりから6万7,000円まで上がっています。そういうことであまり周知されていないので、昨年5月、厚労省からの通達が出たという経緯があるので、やっぱりここは県と共に、生活保護世帯については、エアコンがない世帯については補助があるよ、助成があるよということは周知していただきたいというふうに思います。

ただ、生活保護を受けてない、生活保護を受けていても、2018年4月以前の制度開始以前の

方に関してはこの制度が適用されないんですよね。なので、その制度について適用できないかなというふうには思っております。なので、この制度、2018年4月以前の生活保護を受けている方に関しては特に配慮が必要でして、町としても県と連携して気をつけていただかないといけないと。この制度ができると、低所得者世帯、生活保護世帯、エアコンのない世帯についてエアコン助成ができると、この適用していない生活保護世帯について適用できるというふうに考えています。なので、今お伺いしますけれども、2018年4月以前の生活保護世帯、この対象外ですね、補助の対象外になる2018年4月以前の世帯というのは把握しているのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

対象外となる世帯でございますが、41世帯、57人該当するということで把握をしております。以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） そういうことですね、41世帯もあるということなので、ここに関しては、対象外の方は、健康上必要と判断し、対象外の生活保護世帯全員にエアコン購入費用、要するに健康上必要だと判断したら、この通知の中で健康上必要と判断したらエアコン助成していいよというふうになっているけれども、対象外の方にここは適用できないのでしょうかね。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そうですね、こちらに関しましては、期間に応じまして対象になる、ならないというのを決められておりますので、対象外にはなります。ただし、そういった方たちであっても、制度的には、支援といたしまして社会福祉協議会のほうで行っております生活福祉貸付金、こちらのほうの利用を推奨している部分というのもございます。こちらのほうの貸付けに対しての保護費のほうの制度での控除、そういったものも進められておりますので、そういったところも併せて周知のほうをしていただけるように、お話のほうは今後していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） そうですね、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

ちょっと質問変えますけれども、熱中症対策として十分頑張っただけで対応しているということなんですけれども、熱中症対策としてクーリングシェルターとか涼み所の登録で積極的にしてい

るということ……、（２）のほうに移ります。ごめんなさい。熱中症対策として、クーリングシェルターとか涼み所の登録で積極的にしているというふうにお答えされているんですけども、本当にこれで十分というふうに考えていますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そうですね、十分かというふうなことでございますが、涼み所など各企業のほうに御協力いただくというところでは、今後ともお願いをしていきたい、応募して登録をしていただきたいというふうに考えておりますので、来年度以降も募集をかけて、活用できる、また御協力をいただける企業を募っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 熱中症救急搬送の半数は居宅で高齢者ですよ。なんですよ。居宅高齢者対策をしないと十分とは言えないというふうに思うんですよ。クーリングシェルターとか涼み所は外ですよ。一回外に出ないといけないということなので、だから、適切なエアコンを使用してくださいということで呼びかけられているんだと思うんですけども、この点いかがですか、居宅高齢者対策。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、高齢者の世帯というところがメインのお話でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） まず、熱中症対策としてクーリングシェルターとか涼み所というのを充実するようにして、登録などして積極的に熱中症対策を行っているというふうにお答えされているんですけども、これが本当に十分なのか。高齢者と居宅がやっぱり多いので、その対策についてどうお考えかお聞きしたいということであります。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、クーリングシェルター、涼み所につきましては周りに人がいるような状態になりますので、見守りや声がけといったことが適切に行われていく、また、調子が悪い場合に周囲の方々が気づき対応していただけるというふうなメリットがあるというふうに考えておりますので、今後ともこちらのほうは増やしていきたいというふうに考えております。

居宅につきましては、町長の答弁にあったように、有効な手段として冷房器具が挙げられるというふうには考えております。しかしながら、例えば高齢者に関しましては、設置はしたもののエアコンを有効活用できない場面というのが多々見られるのかなというふうに思っております。

これにつきましては、皮膚感覚であったりとか体温調整といったところの衰えが大きな原因となっていて、そこを補うためには、御本人だけでなく、御家族や事業者など、ケースワーカーさんだったりヘルパーさんだったりといったところが連携しながら、声がけだったり見守りをし、適切なエアコンまたは扇風機など、そういったものが活用できるようにしていくことが必要だと思いますので、本人だけではなく、周囲の皆さんでの見守りだったりとかそういったことがしっかりとできるように周知を図りながら、協力のほうを仰いでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 先ほど、生活保護世帯については、エアコン助成6万7,000円の範囲内で購入費用を支給できるというふうな話をしたんですけれども、住民税非課税の方とか、あと障がい者でエアコンを持ってない方というのは、やっぱり助成が必要ではないかなと。そういう意味では、そういう方々をクーリングシェルターとか涼み所に行ってくれとかという話にならないので、ぜひ、生保の方には助成金はありますけれども、エアコン自体を買えない方についてのエアコン助成をしていただきたいんですけれども、そのエアコン助成の住民税非課税の方とか障がい者の方から、エアコン助成の相談とかというのはあるんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

相談関係に関しては様々な案件で受付けを行っているところではございますが、エアコンの設置に関しては特に直接いただいているところではございません。

また、障がい者の方に関しましては、御家族と同居している方がほとんどかなというふうに想定される部分もございますので、既に設置をされている部分というのもございますので、趣旨は若干、経済対策だったりとかそういったものとは変わりますが、脱炭素だったり地球温暖化のほうの対応ということで、町のほうで行っている買換えのほうの補助を活用していただくとか、あとは先ほど言った資金のほうの借入れに関しては無利子というふうなこともございますので、そちらのほうを有効活用していただけるようにお知らせのほうはしていければという

ふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） まず、買換えのほうは全世帯対象なので、しかも省エネ対象機器ですから、工事費入れて20万とか30万から40万ぐらいかかるんですよ。これ、とても一般の世帯でも、これを買換えるってなかなか勇気が要るんですけども、非課税の方とかというのはなかなか手をつけられないかなというふうに思います。

社協のほうはお金を借りるわけで、返さなきゃいけないというのがあるので、なかなか使いづらいというふうな話を聞いております。今や、エアコンは命を守る機械になっています。機器になっています。消費者庁によると、令和6年3月末のエアコンの普及率は92.5%で、昨年より1%伸びています。携帯電話・テレビは96%なので、携帯電話・テレビとほぼ同じぐらいの普及率になっています。言ってみれば必需品です。

しかし、エアコンは工事費込みで、さっき言ったように、安くても20万近くかかって、省エネタイプは30万、40万という形になるので、非常に低所得者の方が設置するには厳しいかなというふうに思います。そのために厚労省でも生保世帯への助成を進めたとし、上限額を引き上げているというふうには思いますので、ぜひ検討いただきたいと。

町は、熱中症アラートのSNSとか防災無線のアナウンスで、我慢せずエアコンを適切に使用するように呼びかけていますけれども、そのエアコンを保有できない現状があるということをもまず認識いただきたいと思います。

ゼロカーボンも対応していますけれども、そのほかにゼロカーボン購入助成以外の低所得者対象に、熱中症対策としてエアコン購入助成を開始する自治体が、関東甲信越中心に増えています。東北では、宮城県ではないですけども、先ほど言ったように5県10自治体で実施しておりますが、おおむね住民税非課税世帯で65歳以上、エアコンが1台もない世帯、障がい者のいる世帯が対象で、上限10万から5万ぐらいの助成を行っております。

質問ですけども、非課税世帯とか障がい者世帯への国としての助成も、こういう中では制度がありません。先ほど言ったように、クーリングシェルターとか涼み所に行ってくれという話にならないわけです。居宅の高齢者の救急搬送が半分以上、半分あるわけですから、しかも命を脅かすこのような気候ですので、町としてもぜひ一歩踏み出していきたいというふうに思います。

非課税世帯とか障がい者世帯の国としての助成制度がありません。そういう中で、町として昨

今の猛暑から考えて、非課税世帯へもエアコン助成が必要と考えますが、改めてお考えないか、検討するとか調査するとかということも含めて、お考えないかお聞きしたいというふうは思います。

○議長（鈴木忠美君） 質疑応答については、ともに簡潔にお願いいたします。

当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、現在、補助というふうな考えはございません。国におきましても、物価高騰について全町民に大きな影響があるというふうなことで対応のほうをしていただき、特に影響が多い低所得者に関しましては交付金なども交付されておりますので、本町といたしましては、今後の国の政策方針などを注視しつつ、機会を見て物価高騰対策のほうは継続していただけるように声がけ、要望のほうをさせていただきたいというふうに考えておりますし、継続の場合、公平性や平等性などを考慮しつつ、町民の皆様の御理解をいただきながら、適切なサービス支援のほうにつなげていきたいというふうには考えておりますので、まず、先進自治体に関しまして確認のほうはさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 第2点目に移りたいというふうに思います。

まずは、奨学金の創設についてですけれども、この奨学金の創設については、共産党議員団としては10年以上、一般質問で取り上げております。私たちは、町の利子補給は労働金庫利用者にしか適用しないし、つまり、使いづらいのではないかという点と、奨学金ではなく利子補給制度のために、町民になかなか周知が難しいのではないかということを再三指摘しております。

これまで町は、この利子補給制度に関しては、答弁としては見守っていくとか、少しずつ増えているという評価でありましたけれども、今回、教育資金としては不十分としての評価に変わっております。この変化についてなぜなのか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

この利子補給事業についてでございますけれども、令和4年度13人、令和5年度10人で、令和6年度今年度については4人いうところで、令和7年度については7人分、継続の3名と新規の4名で計上ということでしておりますけれども、そういうところから見ると確かに人数は減っているという現状があるかなというふうには感じております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 10人台で、1人に換算するとこの間の利子というのと、助成が利子の2分の1なので1万ちょっとぐらいなんですよね。なので、そういう意味では10人台でずっと来ていたんですけれども、去年は4人ということで、やっぱりこれ使いにくいと思うんですよ。

今後、町として、奨学資金支援、これ不十分だという評価でしたので、十分にしていくためにはどのようにしていくお考えなのか伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

町というか教育委員会としてのところにはなりますけれども、これまでと同様というか、これまでも指摘しているところで別な視点にはなるんですけれども、義務教育の充実というところで、直接関わるところではないんですが、それ以外の部分でやっているというところで、教育の無料化ですとか運動着の支援、それからGIGAスクール構想に基づくタブレット端末の更新ですとか、今回はALTの増員というところで展開を図っているという部分がありますので、そちらで支援をしているという部分でありまして、それ以外の今関わっている部分については、奨学金貸与制度というふうになると、いずれ返ってくるものではあるかもしれませんが、財源を要するということですので、今考えていないという現状であります。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） もう一つ、国とか県の経済的な支援が整備されているから、町としては不十分であってもこれ続けるんだという大卒の話かと思うんですけれども、この制度をどのような、国に関しては先ほど給付型の奨学金が整備されたというお話ありましたけれども、そのほか県とか国の制度としてどのようなことを想定しているのでしょうか。また、これについて、町として制度の紹介をしているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

国のものとか県のものについては、紹介は校長会等でしているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 答弁要旨の中で県も書いているんですが、県は医師・看護師の奨学金、それから高校生の育英資金という形なので、高校生は今授業料無料化のお話があるので、私が言っているのは大学に関しての助成を充実してほしいということを言っているもので、ここは一つ適用外かなというふうに思います。

また、給付型に関しては非常に使いにくくて、成績の問題もあるし経済的な問題が設定されていますし、学生支援機構でも利子なし、無利子に関しては、5段階のうちの3.5以上必要なんです。なので、全体的に自治体の無利子の奨学金は非常に住民にとって使いやすいということになるし、助かるはず。ほとんどの自治体を実施しているのは、低所得者向けではなくて、高校、大学向けの家庭向け無利子の貸出しなんです。なので、そういう意味では、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

労金のほうも非常に使いにくいので、住民ニーズに合致していないというふうに考えていますので、この労金以外に、多分、今、制度的にはあれなので住民ニーズに合致していない、このところをどう広げていくかという対策は何か考えていますでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

うちのほうで政策部分と財政部分を担当しているものですから、その内容でお答えをさせていただきますが、先ほど教育部長のほうからお話しさせていただいたとおり、町といたしましては、まずは義務教育の充実ということで施政方針のほうにもお示ししておりますが、子どもたちの笑顔があふれる環境づくりということで、様々な事業展開を図っているところでございます。

一方で、サービスの拡充を図るための財源を確保すべく、ふるさと応援寄附金の増加に向けた事業展開、あとは安定的かつ恒久的な財源確保に向けた市街地の拡大、（旧）十符の里プラザ跡地をはじめとする公有財産の有効活用などについて鋭意検討を重ねているところであります。

また、議員さん御承知のとおり、国におきましても経済的事情による教育格差の是正措置として、高校の授業料無償化や低所得層向け奨学給付金の拡充、小学校の給食無償化など様々な予算案が議論されておりますので、そちらの動向を注視しながら、限られた予算の中でございます、本会議におきましてもたくさんの御提案を頂戴しておりますが、そちらの御要望に真摯に向き合って、健全な財政運営と施策展開に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 財源が必要というふうに答弁してはいますが、実際どのぐらいの財源が必要かというふうに、前回ちょっとお答えしていただかなかったので、改めてどのぐらいの財源が必要というふうに考えていますでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） まだその検討に入っておりませんので、その財源が幾らかかるかという具体的なものを把握しているものではございません。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ぜひ財源も含めて、こういうふうに答弁要旨に書くということは、財源を検討して、やっぱり財源が必要だとか、前回のところでは高額な財源が必要だというふうに答弁要旨になっているんですけれども、ぜひ財源も含めて検討していただければというふうに思います。

最後になります。87%が大学・短大・専門学校に進学しているんですよ。その中で、奨学金が半分以上借りているという状況なので、やっぱりこれ今後でもぜひ、奨学資金についての対策は不十分だという評価をされているわけですから、十分になるようにこの奨学金制度を検討していただければ。県内の自治体の8割以上がやっているんですよ。なので、財源の検討も含めてぜひ、町や村もやっているわけですよ。なので、これはやっぱり財源も含めて検討して、ぜひ具体的に検討していただきたいというふうに思います。この点は、今後の不十分さ、教育資金の不十分から十分にするために検討していただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

今後、その優先順位にもよりますので、今回議員さんのほうから様々な御提案、エアコンの設置補助であったり、そういうものも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） これで終わりたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） これで、7番 金萬文雄君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

開始は11時とします。

午前10時49分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 小淵洋一郎君の一般質問の発言を許します。小淵洋一郎君。

〔11番 小淵洋一郎君 登壇〕

○11番（小渕洋一郎君） 自由民主党虹の小渕洋一郎でございます。

今回通告しております令和7年度施政方針について質問いたします。

我が国が抱える課題は、人口減少と少子高齢化、災害の激甚化に対する防災・減災、国土強靱化、エネルギー等の物価高騰などが言われております。

その中で宮城県は、今後十数年で人口減少や少子高齢化、生産年齢人口の減少が加速すると想定して、結婚や出産、子育てなどの支援や雇用の創出、地域の暮らしの満足度を高める取組などを進めております。また、気候変動による温暖化対策や、直下型地震、海溝型地震による地震対策がふだんから進められるべきとしております。

本町の令和7年度の施政方針では、利府町が10年先、20年先に住みたい、住んでみたい町として選ばれ続けるため、さらなる飛躍に向けた5つの項目を掲げ、より一層チャレンジしていくと述べております。

この5本柱の内容に関して伺います。

1、「安全安心で快適に暮らせるまち」の中で、「災害時を含めた緊急情報を迅速に周知できるよう新たな情報伝達方法として、アプリケーションによる運用を開始する。」としておりますが、その目的と期待できる効果はどうか。また、今後どのようにしていくのか。

2、「個性あるスポーツと文化を創造するまち」の中で、「スポーツ流鏑馬を開催する。」としておりますが、その目的と期待できる効果はどうか。また、今後どのようにしていくのか。

3、「みんながすこやかに暮らせるまち」の中で、「高齢者の地域活動への参画を促すインセンティブ事業として、新たに高齢者元気アップポイント事業を実施する。」としております。具体的にどのような事業か、期待できる効果はどうか。また、今後どのように進めていくのか。

4、「地域産業を次世代につなぐまち」の中で、「本町の特産品である利府梨の生産面積及び生産量拡大に向けた取組を推進する。」としておりますが、具体的にどのようなことか、期待できる効果はどうか。また、今後どのように進めていくのか。

5、「みんなの夢を応援するまち」の中で、「移住、定住者の増加に向けては、新たな地域おこし協力隊の任用により、お試し移住体験を開始する。」としております。具体的にどのようなことか、期待できる効果はどうか。また、今後どのように進めていくのか。

以上5項目について質問いたします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1の令和7年度施政方針について、町長。

○町長（熊谷 大君） 11番 小渕洋一郎議員の御質問にお答えいたします。

令和7年度施政方針についてでございますが、（１）の「安全安心で快適に暮らせるまち」の柱として、災害時を含めた緊急情報のアプリケーションによる運用を開始する目的や効果等につきましては、令和6年12月定例会において浅川紀明議員の一般質問にもお答えしましたとおり、既存の防災無線の課題となっている「聞き取りづらさ」を解消することを主な目的として導入するものであり、アプリケーションのプッシュ通知機能を用いて、多くの町民に素早く確実に防災情報を発信することが可能となるものであります。

また、アプリケーションを通じた情報は文字情報として提供され、警戒レベルに合わせて色分け表示されることから、より視覚的に危険度を伝えることができるものであります。

今後につきましては、情報を一元的に取得することができるアプリケーションのよさを生かしていきたいと考えており、多くの町民に便利なツールとして御利用いただけるよう、引き続きスマホ教室などの機会を利用しながら普及に努めてまいります。

次に、（２）の「個性あるスポーツと文化を創造するまち」の柱として、スポーツ流鏑馬を開催する目的と効果等についてでございますが、本件につきましては、御承知のとおり、昨日の本会議において事件の訂正請求を行い、訂正後の一般会計予算の可決をいただいたことから、答弁は行えません。

次に、（３）の「みんながすこやかに暮らせるまち」の柱として、高齢者元気アップポイント事業を実施する効果等についてでございますが、事業内容につきましては、町内在住の65歳以上の高齢者に対しポイントカードを配布し、町が指定した健康づくり活動やイベント等に参加していただきますとポイントがたまり、オリジナルTシャツなどの記念品と交換することができる内容となっております。

期待できる効果につきましては、高齢者の自主的な健康づくりや介護予防への取組、さらには地域社会に参加することへの意欲を高めるなど、大きなきっかけづくりとなることが期待されます。

また、新たな介護予防事業を実施することで町内に元気な高齢者が増え、結果として介護サービス費の抑制につながるものと考えております。

今後の進め方につきましては、今年の7月頃からの実施に向けて、広報紙やホームページへの掲載、SNS等での情報発信をするとともに、65歳以上の方全員に送付する介護保険料通知書にチラシを同封するなど、多くの高齢者に参加していただける事業になるよう周知活動に努めてまいります。

次に、（４）の「地域産業次世代につなぐまち」の柱として、利府梨の生産面積及び生産量

拡大に向けた取組を推進する効果等についてでございますが、具体的な取組や効果としては、既存園地の改植または新植等を推進することで、生産面積及び生産量拡大につなげていきたいと考えており、国の補助金である果樹経営支援対策事業や、町の補助金である果樹生産拡大推進事業の活用を促進することで、既存の梨農家はもとより、地域おこし協力隊や親元就農者、新規就農希望者の参入を促し、梨産地の拡大が図られるよう支援してまいります。

今後も、本町の特産品である利府梨の産地維持や、さらなる発展に向け効果的な取組を推進してまいります。

次に、（５）の「みんなの夢を応援するまち」の柱として、お試し移住体験を開始する効果等についてでございますが、昨年の7月26日に開催された議員全員協議会で説明しましたとおり、企業版ふるさと納税の物納による寄附を受けた赤沼字丹波沢の住宅を活用し、本町への移住に興味のある方を対象に、まずはお試しで宿泊していただき、町内施設巡りや体験会、交流会などに参加していただき、本町の魅力を体験してもらうことで、将来的な移住や定住につなげることを狙いとした事業であります。

なお、住宅の改修工事等も完了し、今月の下旬にはイベントを実施することとしておりますので、引き続き地域住民の意見や他の地域の事例を参考にしながら、新たに任用する地域おこし協力隊と連携し、本町の魅力を最大限に発信して、移住や定住へとつなげることができるよう事業を推進してまいります。

また、本定例会の施政方針演説でも申し上げましたが、令和7年度は、利府町が10年先、20年先も住み続けたい、住んでみたい町として選ばれ続けるため、新たなニーズに対応し、様々な分野で本町の魅力を磨き、利府町ブランドを高めていくべく、先進的かつ戦略的な施策に取り組んでまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） それでは、順次、再質問をしてまいります。

まず初めに確認でございますが、「情報伝達用アプリケーションまもりふを導入する目的は」のところ、聞きづらさを解消するということでした。答弁の中でもありましたが、この聞きづらさとは、防災無線機による情報が聞きづらかったから導入するということでしょうか、伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えいたします。

防災無線のほうも、設置からおおよそ10年を迎えます。その間に、そのときの風向きとかそ

ういったもの、あとは建物の高性能化、そういったのもあるとは思いますが、聞き取りづらさという意味での対応でございます。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 答弁の内容から、今後は情報伝達用アプリケーションまもりふにシフトしていくというふうに私は感じたんですけども、高齢者の場合、スマホ教室等をやって普及していくよということと言われておりますけれども、高齢者の場合、スマートフォンを持たないケースもあります。また、スマートフォンを持っていたりもなかなか操作できない。教育していきますよと言われておりますけれども、そういうケースを考慮しなければならないという点では、まもりふだけでは高齢者が災害情報を受けにくいと私は思います。

高齢者に一番伝達できる手段はやはり防災無線であって、現在84か所ある、長年使って経年劣化しているとは言われますけれども、防災無線機でもって伝達していくことが高齢者を救う手段と考えますが、防災無線機の聞き取りにくい場所について調べて、そして改善を図って、全町民の安全安心を守っていくのが行政の責務と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

まず初めになんですが、防災無線、今回このまもりふのアプリを導入して聞き取りづらさを解消ということを進めていくんですが、防災無線のほうは、今までどおり防災無線は防災無線で情報を提供いたします。ただ、そこで、先ほど申し上げましたが、聞き取りづらかったとか、それを補うためにアプリを導入して補っていくということでございます。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 承知しました。

災害発生時、町民にとって一番重要となる各種情報を入手することです。例えば命を守る情報、そして生活情報、このアプリまもりふはいろいろと確認できます。そして、私も実際にインストールしてみて便利だなと感じております。しかし、町としてこのアプリを導入に至り、広報紙、LINE等を活用して4,000人の登録を目指と言われておりましたが、本町の成人者の人数は約2万8,000人おります。ちょっと目標が低過ぎるのではないかと考えますので、せっかくのよいアプリでありますので、もっと幅を広く目標を高くして、安全安心を確保してやるというのが行政の務めと考えます。その見解をお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

この内容、特別委員会のほうでもお答えしていたかと思うんですが、こちらの4,000件の目標、こちらにつきましては、今回のアプリ整備に係ります交付金を取る際の計画書の中で、最低限4,000人というふうな考え方を持っています。当然、一人でも多くの方に登録していただいで利用していただければということで考えていますので、これはあくまでも最低限の26年度末の目標というふうになっております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 最低目標が4,000人ということだと思います。それで、例えば登録者数が4,000人、1万2,000人、1万8,000人、2万4,000人となった場合に、これは経費が変わってくるものでしょうか。アプリ使用料。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 登録者がアプリを利用する方が増えても、そのアプリ利用料には影響はございません。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 目標は高く持って進めていただければと考えます。

次に、情報伝達用アプリケーションまもりふには、住民レポートという形で、道路、下水道、ごみ等の不法投棄、犬・猫・鳥等の死骸など、双方向で通信が可能となっております。災害発生時は災害対策本部が設置されて、そういう住民レポートはどんどん入ってきて、それに対して対応はできると思います。しかし、平時の場合、通常業務をやっている中で、例えば道路の陥没とか水道管の破裂があった場合には、町としてどういう処置をするのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

今の御質問は、アプリの中で報告があった場合というふうにとってよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

アプリの中で報告があった際には、その内容を確認した上で担当部署のほうに伝達し、担当部署のほうで情報を共有しながら対応をしていただくように考えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） このアプリについて、常時それを監視しているという要員がいるのか。もしくは、1時間に1回チェックするとかいうところもあると思うんですけれども、例えば住民からレポートが送られてきた場合に、それが何時間ぐらいで処置が完了できるというか、アクションができるものなのか、御参考までに教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えいたします。

申し訳ありません、どのぐらいの時間でその行動ができるかというの、ちょっと今ここで答えできないのですが、管理側で情報が入った時点でメッセージが上がったりとかそういうことで、アプリ利用者からの連絡等を管理できるような内容になっております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） アプリ利用者からメッセージが入った場合に、それに気づく、気づかないということもあると思うんですけれども、常時見ているわけではないということなんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

常時見ているというと常にずっと見ているというふうになってしまいますので、そちらのほうの管理側から、それぞれの管理する部署にメッセージが上がるようなイメージを考えていただければいいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 今の答弁をいただきまして、各部署がチェックしているよということだと思います。いいことなので、これをとにかくしっかり進めていただきたいと思います。

次に、宮城県が昨年から運用を開始したみやぎ防災というものがあります。避難所への受付等を円滑に行える機能を持っております。まもりふと併用するのが有効と考えます。まもりふとみやぎ防災を併用することにより町民の安全安心につながると考えますが、本町としてこのみやぎ防災への周知の必要もあると考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） お答えします。

県のポケットサインのことと思いますが、県のポケットサインのほうを町のほうでも、昨日の質問の中で答弁もしているんですが、昨年11月に、県のほうのポケットサインを利用できるような、連携できるような協定のほうはもう既に結んでおります。

ただ、ポケットサインのほうは、お分かりかと思うんですが、個人それぞれのログインとかマイナンバー登録してとかという条件もございますので、この連携ということについて、我々が今情報提供で作っているアプリは、ダウンロードしていただければその入り口はすぐ開けるのですが、そちらのほうはどうしてもログインという入り口もございますので、その辺の部分

は整理をしなきゃいけない部分もありますので、御理解いただければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） ログインして私は3,000円頂きましたので、積極的にこれも広めていただければと思います。

2項に移りたいと思いますが、今回、流鏝馬事業については削除されましたので、質問については割愛いたします。

次に、3項の高齢者元気アップポイント事業について、この事業の国民健康ポイント事業との違いはどうか。また、答弁からポイントの付与要領については、町が指定した健康づくり活動やイベント等に参加するとポイントがたまると言われております。そのほかに、元気アップポイントを頂ける手段があればということを伺いたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

国民健康保険のポイント事業についてだと思うんですけども、国民健康保険のポイント事業につきましては、各種検診や町が指定する事業等に参加していただくことで健康増進を図っていただくということで、そのポイントに応じてというよりもポイントを何点以上という形で決めさせていただきまして、それに応じた形で商品券2,000円分を贈呈するという形で事業のほうを進めております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） あともう一つ質問あったんですけども、元気アップポイントで、ほかにポイントを得る方法というものを御明示ください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

ポイント事業に関しまして、この事業でございますが、まず町主催の事業に関しましては、産業祭であったり梨まつり、浜まつりなどのイベントのほうに参加していただくことなど、また、フレイル予防や能力アップなどの各種教室などに参加していただくとポイントを差し上げるというふうな形になります。

また、個人的に自主的に取り組んでいただくというところにも、こちらのほうは検討のほうさせていただいた上で、例えば15分以上のウォーキングを週2回以上していただければとか、毎朝のラジオ体操を実施していただくとか、そういった自主的なものについてもポイントのほうを加算させていただいて、記念品と交換できるように構築のほうはしております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 今の答弁の中でありました、個人的に15分以上ウォーキングとかランニング、ラジオ体操ということを言われましたけれども、ポイント付与要領で個人申告制だと、良識のある方であれば正しい評価ができます。運動せずに、やりましたという悪意がある方であればちょっと問題かなと感じるんですけれども、このような課題をどのように解決して、この事業を進めていくか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そうですね、性善説に関わる部分というのものもあるのかなと思います。今年度、令和7年度から実施するというふうなこともございますので、より参加者の方が参加しやすいような内容で行いたいということもございますので、チラシの中で虚偽があった場合は返還していただくとかそういったことを明記した上で、より活用しやすい事業として今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） これとてもよい取組なので、間口を広げて、そういう事例もあるかもしれない、偽りで申告する事例もあるかもしれないけれども、幅を広げて皆さんに運動してもらおうというスタンスで進めていただければと思います。

次に、このポイントの付与要領にこだわってしまうんですけれども、例えば利府町内には、町民プールとか、あと町民プール内にあるジム、また体育館の利用、グランディ・21という施設がありますが、その中にもジムとかプールがあります。そこを利用した場合にポイントがつけるようにされたらよいかと考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

自主的な取組の中でトレーニングジムに週1回以上通っていただければ、ポイントとして加算をしたいなというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） ポイントの付与について付け加えるのであれば、15分以上のランニン

グ、ウォーキングということだったんですけれども、みやぎ防災アプリの中にみやぎ健康ウォークというものもありますので、その活用をしたらいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、高齢者の方を対象として実施するといったところもございますので、アプリ等のところはハードルを高くしてしまう可能性もありますので、少しずつ実施をした中で検証して、そういうところも検討のほうを進めさせていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 高齢者が外出する機会を増やすこと、足腰の運動を自然に行わせることは、とてもよい取組だと思っております。足腰が衰えることにより外出する機会が減り、運動する機会も減ってしまいます。家に籠もりがちになり、負のスパイラルとなりフレイルが始まる。この事業の対象年齢は65歳ということを伺いましたが、もっと早くすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、本事業につきましては介護保険の事業として実施するということで、財源として国、県の交付金を活用し実施するということがございますので、まず、第1号被保険者に当たります65歳以上の方を対象として実施させていただきたいというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、高齢期に入ったから取組を始めるというふうなものではございませんので、やはり早い段階で取り組んでいただくということは大切であるというふうに考えておりますので、町で実施しております教室、講座、講演会、またイベントなど、さらにはスポーツイベントなどへのブースの出展、そういった様々な取組を行い、サービスを提供しながら、町民皆様の健康の維持増進、そして健康寿命の延伸となるように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 部長がおっしゃったように、65歳から運動を始めてくださいと言われても、心と体のギャップが生じてしまいます。65歳になってから生活習慣を変えて運動するようになるというのは、強い意志を持ってやらなければならない話でありますので、介護保険の

範疇にあるとは言われますけれども、60歳になってからスポーツを奨励するように、また違う別枠でもって町としてそれを推進していく、このポイントアップ事業につなげていくという考え方はないか見解をお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

そうですね、健康関係に関しましては、妊娠期から高齢期まで継続した一連の流れの中で様々な取組を行っていく必要があるというふうに思っておりますので、それぞれのライフステージに応じた気づきや学び、そういったきっかけ、機会を提供していければというふうに考えておりますので、様々な事業、取組というものを今後とも実施していくようにしたいというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 高齢者の健康寿命を延伸するということは、社会保険料の公的支出の減少につながり、よい施策となっておりますので、この事業の進展を期待いたします。

次に、利府町の梨の生産面積及び生産量拡大に向けた取組について伺います。

本町の梨農家は、最盛期で300件近くありました。今では60件、5分の1に減っております。それは、農家の高齢化や後継者不足、資材・燃料等の高騰で、梨農家の存続を一層厳しい状況にしております。

当局の答弁にあったように、地域おこし協力隊親元就農者、新規就農希望者の参入を促し、梨産地の拡大が図れるよう支援をして、梨の産地維持やさらなる発展に注力していく、なかなか頑張っているということがうかがえます。

当局が力を入れている地域おこし協力隊制度の活用は、本町に入ってくる移住、定住政策にもつながり、町にとってもよい施策と思います。しかし、実際に就農した地域おこし協力隊員で、就農前に考えていたことと現実にギャップが生じ離職するケースもありますが、当局はこの離職する原因について、また、今後の対策についてどのように考えているか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

離職する理由につきましては、当初、自分が思ったものと違うということだと思います。その思ったものというのは、地域おこし協力隊員それぞれだと思います。一番初めに、今、別なところで作っている方につきましては、こちらのほうで梨を栽培する場所を提供できなかったというのが主なのかなと思っております。

そういう反省も踏まえまして、現在、梨をもうあと何年かでやめたいというような農家のアンケート調査をして把握しております。私もこの間、担当と一緒にそういうお宅を回らせていただきました。それで、新たに地域おこし協力隊の方が、そちらの梨園を使って生計を立てられるように準備を進めているということで、離職した方の反省を踏まえた形で今進めているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 離職する理由は様々あると思いますけれども、せっかく来ていただいた地域おこし協力隊をしっかりつなぎとめて、梨の生産を増やしていただければと思います。

かつてあった梨農家の生産面積のうち、梨の生産を行っていない面積はどのくらいあるのか。生産量の拡大に向けた取組として、梨の木の老木を若木に換える改植を実施している面積はどのくらいあるか、利府町の生産面積のどのくらいを占めているのか伺います。また、新しく苗木を植える、新植ができる面積はどのくらいあるのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

今言われた面積等につきましては、大変申し訳ありません、今手元に資料はございませんが、基本的に老木になっているもの等々についての把握というのは正直していないところであります。

あと、新植する面積と言われましても、遊休地の田んぼなんかを新たに造るということもありますので、総面積が幾らかということもちょっと把握しかねるところではあります。ということですのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） ちょっと視点を変えるんですけれども、地域おこし協力隊制度の活用って非常にいいんですけれども、これと併せて、行政が初期の立ち上げを支援しながら、元気な高齢者に就労する機会を設ける、創出すること、また、高齢者が梨農家にサポートとして就労する制度を創設する考えはないか、見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

梨の栽培は、そんな簡単にできるものではありません。地域おこし協力隊も3年しっかり梨農家の方にくっついていろいろ御指導していただいて、やっと3年で自分で独立していこうと

というような形になっております。

ただし、作業で手が足りなくて困っているというような方がいらっしゃれば、もしかしてそういうこともできるのかなとは思いますが、現状、梨の農家様のほうにそういうようなお話も聞いておりませんので、今すぐにその制度が有効かどうかというのは判断しかねるということでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 元気な高齢者、ゼロからスタートというのではなくて、作業で手が足りないというときに行ってサポートしてやる、梨農家のサポートをしてやるという組織をつくる。シルバー人材という組織もありますので、そこら辺の兼ね合いも考えなければいけないと思いますが、アイデアとしてはいかがかなと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

アイデアは素晴らしいのかなとは思いますが、先ほども言いましたように、梨の作業がすぐ行って手伝えるものなのかどうかも含めて、梨農家さんのほうに聞いてみたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 元気な高齢者にとにかく動いてもらうということは、本当に元気アップポイントと同じように効果が出てくるものだと思いますので、検討よろしく願いいたしたいと思います。

次に、5項目に入りたいと思います。

お試し移住体験についてなんですけれども、移住、定住の取組は自治体の人口減少対策における重要な施策と考えます。答弁でありました、町内の施設巡りや体験会、交流会とは具体的にどのようなことをするのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

町長の答弁にもありましたとおり、赤沼の丹波沢の住宅を活用し、そこに興味のある方に來ていただき泊まっていただき、そして、その方に利府町の素晴らしい観光施設、そのほかに、もし住んでもらうのであれば、いろいろな公共施設、あとは商業施設、買回り品などもできるのかどうかとか、そういうような施設巡りや体験をしてもらえればなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 具体的にこの施設巡り、どういうところに行くんだ、素晴らしい観光地というのは利府町にはいっぱいありますので、どことどこを回って何日ぐらいかけて見てもらう、また、交流会はどんな交流会をするのかとか、体験会、これなかなか時期等によっても難しいと思いますが、今説明できるのであれば伺いたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

4月から、地域おこし協力隊が移住コーディネーターとして参ります。その方と詳細についてはいろいろ決めていきたいと思っております。泊数、泊まる泊数ですね、それも何日がいいのか、その人、そのイベントの内容によっても変わってくると思いますので、今詳細は決まっていないということでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 本町では一昨年、宮城県から明示された市街化区域編入により、約4,000人規模の転入が期待できるようになりました。また、団地内では空き家等が目立ち始めているということを踏まえると、新しい住宅団地分、団地内の空き家分の入居者を考えてみると、利府町の魅力を能動的に発信して移住、定住施策を進めるべきと考えますが、当局はこの移住体験をどのくらいの規模で行って、増やしていけるのかというところを進めて、また、この移住体験を進めていくのかというところを伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

まず、赤沼の浜田の住宅を活用してイベントをどのぐらいやっていくかということについては、先ほどもお話ししましたとおり、地域おこし協力隊を4月1日から任用して、移住コーディネーターとしていろいろお願いしてやっていきますので、回数については未定なところがありますが、移住、定住のイベントを今東京のほうに行って実施しております。来年度も3回ほどやっていく予定ということでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） このお試し体験に併用して、本町では、首都圏からのお子さんがある

家庭等を対象に、利府町移住支援金制度があります。これを活用して首都圏からの移住、定住を呼びかけることもよいかと考えますが、見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（千田耕也君） お答えいたします。

この移住支援金を使っていろいろPRしたらいいのではないかなというようなことかなとは思いますが、先ほども言いましたように、東京のほうに行って移住体験のイベントを3回ほどやってきますので、その際にはしっかりPRしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 2項目ちょっと割愛しましたので時間が早く終わりますけれども、今回、令和7年度施政方針について質問をいたしました、幅広い施策の中で、ごく一部しか伺うことができませんでした。

2項の個性あるスポーツと文化を創造するまちに関して言えば、東京オリンピック、パリオリンピックで表彰台を独占するくらい日本のスケートボードは高いレベルにあります。利府町の少年少女に夢を与える、男子なら第二の堀米、女子なら第二の吉沢を目指す……。

○議長（鈴木忠美君） 小渕議員、その点はどの通告ですか。

○11番（小渕洋一郎君） これもう終わりですので……。

○議長（鈴木忠美君） 通告がないでしょう、これ。

○11番（小渕洋一郎君） あります。

○議長（鈴木忠美君） どこですか。

○11番（小渕洋一郎君） 利府町の未来を担う若者たちが、手軽にできるスポーツとしてスケートボードを推進していく、まさにオリンピックレガシーではないかと思っています。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、11番 小渕洋一郎君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は13時とします。

午前11時42分 休 憩

午後 0時58分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 予定した時間より若干早いですけれども、これから会議を開きます。

4番 高木綾子君の一般質問の発言を許します。高木綾子君。

〔4番 高木綾子君 登壇〕

○4番（高木綾子君） 皆様お疲れさまでございます。4番 チームリスペクト高木綾子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今定例会で2件の質問を通告しております。1番から順に質問いたします。

1、民生委員の現状と協力員制度の推進について。

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、全国の各自治体において定数が定められており、全国で約23万人が活動しています。

民生委員・児童委員の活動は、地域住民との信頼関係を基盤として成り立っており、守秘義務が課されているとともに、基本的人権の尊重や政治的中立性等を特に重視しています。また、民生委員法に定める要件を満たす人が委嘱されているとのことですが、全国的に担い手不足と言われている現状があります。

そして、今年、3年に1回の改選が行われ、75歳定年で、任期中にその年齢を超えたときには任期満了まで職務を全うできる制度もあるそうですが、後継者を選出するに当たり時間をかけなければ難しいと考えます。

現在では、民生委員協力員制度を導入している自治体もあり、宮城県内では、仙台市、石巻市が取り入れ、民生委員・児童委員の補佐として活動しています。協力員制度を活用すれば、各行政区の委員の補助だけではなく、その先の後継者にもなり得るのではないかと思います。

そこで、以下の点について町の考えを伺います。

（1）現在の委員は、どのような職業の経歴の人がなっているのでしょうか。

（2）本町の民生委員の現在の年齢層はどうなっているのでしょうか。75歳で定年となりますが、高齢になるにつれて活動に支障はないのでしょうか。

（3）協力員制度は、後継者を育てる意味でも有効であると考えます。現在の検討状況を伺います。

続いて、大きな質問の2番です。地域食堂の推進について。

ここ最近、テレビCM等で子ども食堂について周知が進んでいます。宮城県内では既に多くの地域、団体により、子ども食堂、地域食堂が実施されていますが、本町でも来年度より地域食堂の実施が始まると伺い、このような取組は非常によいことだと考えています。

両親共働きにより、いわゆる孤食として子供が独りで食事をする家庭が増え、またあるいは独り暮らしの高齢者なども、孤食によりコミュニケーション不足やひきこもり、認知機能の低

下などが懸念される昨今、地域食堂は子供や高齢者だけではなく、幅広い年齢層の居場所づくりの場として有効であると考えます。

そこで、以下の点について町の考えを伺います。

（１）居場所づくりの拠点として、どのような場所を想定しているのでしょうか。

（２）地域食堂を広く周知し、実施に手を挙げる団体を増やすために、町は運営関係団体等による講演会を開催する考えはありますか。

（３）地域食堂の実施団体に対し、町はどのような関わり方をするのか伺います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

民生委員の現状と協力制度の推進について、２の地域食堂の推進について、いずれも町長。

○町長（熊谷 大君） ４番 高木綾子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第１点目の民生委員の現状と協力員制度の推進についてお答え申し上げます。

まず、（１）の現在の委員の職業経歴についてでございますが、民生委員の委嘱に当たっては、適格条件として、家庭生活が安定し、健康な方で、かつプライバシーを守れること及び社会奉仕の仕事に理解があることが、民生委員の選任要領において定められております。

このことから、福祉や学校関係者、元公務員などの経歴をお持ちの方や、ボランティア活動を積極的に行ってこられた方など、地域で活躍しており、信頼が高い方々で構成されております。

次に、（２）の民生委員の年齢層についてでございますが、現在48名の委員に委嘱し、40代から50代が４名で全体の約１割、60代は14名で全体の約３割、70代以降は30名で全体の約６割となっております。

また、高齢による活動への支障につきましては、体力面など、年齢を重ねることにより活動に影響が生じることも想定されますが、委嘱に当たっては、健康状態や地域における活動状況を確認していますことから、現在大きな支障は生じておりません。

次に、（３）の協力員制度の検討状況についてでございますが、社会が多様化する中で、複雑化した問題を抱える世帯が増加していることに伴い、民生委員の活動の負担軽減や、次の世代の民生委員候補者の育成などの担い手不足問題の解消につなげることを目的とした制度として、有効な手段の一つであることとは認識いたしております。

しかしながら、立場や権限が明確でなく、知識やスキルも不足していて、適切な支援や対応が難しいという点や、活動費が少額であるため、経済的な負担が大きいといった課題もあると

伺っております。

制度導入につきましては、既に導入している他自治体の状況を確認した上で、民生委員の皆様それぞれの御意見などもお聞きしながら、実情に合わせた検討を考えております。

次に、第2点目の地域食堂の推進についてお答え申し上げます。

まず、（1）の居場所づくりの拠点についてでございますが、議員御承知のとおり、地域食堂は、少子高齢化や独居世帯の増加、家族関係や地域のコミュニティーが希薄化する中で、地域の施設を活用し、食を通じて住民同士の交流促進や居場所づくりを創出する取組でございます。

今回の実施に当たっては、これまで検討を進めてまいりました子ども食堂をさらに発展させ、地域において誰もが気軽に参加できる場をつくり、子供から高齢者まで世代を超えた顔の見える交流や、希薄化する地域コミュニティーの改善を図ることなどを目的として、地域の公民館や集会所等を活用し実施することとしています。

次に、（2）の運営関係団体等による講演会の開催についてでございますが、先進的に地域食堂を運営している団体の方を講師に招き、事業の効果や課題等についてお話をいただく講演会の開催を来年度予定いたしております。

最後に、（3）の地域食堂の実施団体に対しての町の関わり方についてでございますが、実施団体への財政的支援として、1回当たり上限1万円、年間5回まで、実施回数に応じて補助金を交付してまいります。

また、運営支援として、地域交流活動事業に対する優れた知見を有する利府町社会福祉協議会に地域食堂に関する支援業務を委託し、地域食堂を実施したい方と支援したい方とのマッチングや、事業実施に関する助言や支援、さらには地域食堂に関する情報発信などを行い、地域コミュニティーの活性化を図ってまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。高木綾子君。

○4番（高木綾子君） それでは、大きい1番から質問いたします。

（1）（2）について重複するところがありますので一緒に質問いたします。

経歴が最重要とは思いませんが、町長の答弁でもありました適格条件が定められているということで、やはり地域で信頼のある方に担ってもらうとなれば、福祉関係、また学校関係者、元公務員などが多くいらっしゃるのだと思います。ただ、そうなると、どうしてもお勤めしている職場を定年退職や引退してからの活動になり、期間的にそう長くできない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、現在、仕事をしながら民生委員として活動されている方はいらっしゃるかと伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

民生委員、現在48名の方に委嘱をしております。うち17名の方が、会社員または農業などに従事しながら活動のほうをいただいている状況であります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高木綾子君。

○4番（高木綾子君） それで、40代、50代の方が1割ぐらいということでしたが、それくらいの年代の方にもっと担い手になってもらうために声をかけているのでしょうか、伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えします。

まず、町内会長に推薦をいただく時点で、適格条件のほかに、長く民生委員のほうに従事していただける方というふうなことでのお願いもしているところでございます。その中で、お声かけというのはしていただいておりますが、お勤め先だったりとか家庭のほうの理解、協力といったものが要ということで、できないというふうなお話などは確かにございます。

そういった中で、何回か改選の時期に都度声かけをしていったことで、整った時期に民生委員のほうを受けていただけた方もいるというふうなこともお聞きしておりますので、適格な方であれば、若い方にもなるべく広く声かけを今後もしていただけるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高木綾子君。

○4番（高木綾子君） 分かりました。

では、選考方法についてですが、行政区長から推薦された後に、町から県へ上がっていくと聞きましたが、そこへ行くまでに審査会のようなものがあるのか。開かれている場合は、どのような関係者が何人くらいで審査するのかを伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そうですね、利府町民生委員推薦会というのを開催して選定のほうをさせていただいております。委員は7名で組織をしております。議会の議員、民生委員など7つほど規定のほうで

設けておりまして、それぞれ1名を委嘱していただいている状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高木綾子君。

○4番（高木綾子君） 分かりました。

先ほど町長の答弁で、法令による活動への支障は生じていないとのことでしたが、大きな支障はないものの、現在、年齢を重ねていく中で耳の聞こえが悪くなったとか、思うような動きができなくなってきたなどの相談はないのか、また、そういった方が出てきたときのフォロー体制があるのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、耳が聞こえなくなってきたとかそういったことに関して、特に事務局のほうにお話をいただいているというのはございませんが、これまでに体調を崩して短期間入院をされる場合だったりとか、そういったことが相談とかにあった場合などは、各地区の民生委員さんで連携を取っていただき対応していただいたり、もしくは家庭の事情等でお辞めになる場合であれば、残任期間の長さに応じて別な方を改めて推薦していただくなどの対応を行ってきております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高木綾子君。

○4番（高木綾子君） 高齢の民生委員さんのほうが安心できると言って、高齢の方の民生委員さんのほうがよく話を聞いてもらえとか、そういった安心感があつたりして長所はあると思うんですが、ただ、現在70歳代以降の方が6割と一番多い割合なので、今は大丈夫でも、この先、急に体調を崩されている方も出てくる可能性もないとは言い切れないので、その辺のフォロー体制は十分をお願いしたいと思います。

（3）についてですが、令和4年6月定例会の一般質問において、民生委員協力制度の導入について提言があったと聞いています。当時の回答は、検討は何回かされているようですが、民生委員同士の連携で補うとのことでした。

そこで質問ですが、導入について課題もあるとのことでしたが、どんな課題があったのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まずは、令和4年に検討をした状況でございますが、こちらは前保健福祉部長のほうの答弁

の中でしたが、幹事会のほうで協議のほうをしていただいた記録ではありますが、「協力員の有効性を認識しているものの、個人情報の共有の難しさなどから、民生委員同士が連携し互いの活動を補う方法が、協力員制度導入と同様のメリットがあるという結論に達した」というふうなことで、御報告のほうをさせていただいているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 高木綾子君。

○4番（高木綾子君） そうですね、2年前に仙台市、また1年前に石巻市で協力員制度が導入されているとのことでしたが、その他、協力員制度を導入している自治体の成功例や改善点などをもし調査しているようでしたら、分かる範囲で教えていただきたいです。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

近々で状況のほうを確認させていただいたのは、仙台市と石巻市というふうなことになります。そのほかにも全国での設置状況ということで、インターネットなどで検索のほうをかけて件数などは把握しております。そういった中で、それぞれ民生委員協力員の設置要綱に基づき設置している場合や、制度として導入しているところがあるというふうなところも確認をしているところでございます。

メリットといたしましては、民生委員の負担軽減や地域福祉の充実、住民の参加意識向上、そういったものが挙げられているようでございます。デメリットといたしましては、法的根拠や明確な制度設計がないというところから、活動の責任範囲が不明確になっているといったことなどが挙げられているようです。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高木綾子君。

○4番（高木綾子君） そうですね、不明確というのも確かにそうなんでしょうけれども、私の中で協力員制度の一番の長所は、引継ぎがスムーズにできることだと考えています。さきの質問でもありましたが、70代以降の方が半数を超えていて、次の方に引き継ぐ人数も一気に増えてくると思います。そうなったときに人選が大変じゃないかなと感じています。

前任者との引継ぎが1回のみで、次回からの訪問を後任者1人で行うことになり、訪問したけれども会話してもらえない、また、若い方が後任で訪問したら、「何で人の家の事情を知っているのか」などと言われたことがある委員さんもいると聞きました。

個人情報保護法がまだ制定されていない頃は、担当地区の家族構成から諸事情まで書類で引き継いでいたとのことですが、現在はとても慎重にならなければいけない時代です。協力員を

導入した場合、半年から1年かけて担当の民生委員と一緒に訪問し、コミュニケーションを取りながら引き継ぐのがスムーズでないのかと考えますが、それについてはどのようなお考えか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

引き継ぎの部分に関しましては、やはり課題だというふうには認識をしております。ただ、民生委員としてのスキル、そういったものに関しましては新任の研修会などがございますので、そういったところで学んでいただくというふうなこと、あと新任同士で勉強会を開いたりもしておりますし、それぞれ経験の長い民生委員さんのほうからの助言をいただくなどしながら対応のほうはしていただいておりますので、今後もそういったところを密にさせていただきながら、活動のほうを行っていただけるように進めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高木綾子君。

○4番（高木綾子君） 分かりました。

今後、高齢者やひきこもりの人などが年々増えていくと思われるため、民生委員の仕事が圧倒的に多くなってくるという懸念があります。そこに対応するためには、高齢の民生委員と同時に、協力員も一緒に活動することが必要になってくるのではないかと考えます。協力員制度を現民生委員全員ではなく、希望者につけるという臨機応変な体制づくりが重要と考えますが、そのことについて見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

確かに希望制で実施をして成功している先進自治体があるというふうなことは、こちらのほうでも確認をしておりますので、今後、現在の民生委員さん、また改選後の民生委員さんおられますので、意見等をいただきながら今後検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高木綾子君。

○4番（高木綾子君） 今後、流れによって、またいろいろ検討していただきたいと思います。

では、1番を終わりました、続いて大きい質問の2番について再質問いたします。

こちら、（1）と（3）が重複していますので一緒に質問いたします。

先ほどの答弁でもありましたが、食を通じた交流や居場所づくりの創出として、まずは町内会の集会所などを活用し実施していくとのこと、本当にすてきな取組だと感じております。

以前、仙台市の荒町商店街にある荒町市民センターで、2か月に1回開催している地域食堂、すまいる食堂という名前なのですが、こちら前に御縁をいただきまして、鈴木晴子議員と一緒に訪問してまいりました。

そこは、公民館、児童館があり、子供からお年寄りまで地域の方たちがたくさん来館し、伺った当日は、大きい会議室で50人から60人は参加していたと記憶しています。また、社会福祉協議会がセンター内にあるため、会長さんが中心になり商店街の皆さんと、近くには東北学院大学があるので学生がボランティアで地域食堂を行っていました。

とても素晴らしい取組で、利府町で開催するならどこだろうとちょっと考えたところ、利府町にもありました。保健福祉センターというところが思い浮かんだんですね。子供から大人まで集うことのできる場所ですし、食育に関するプロもいらっしゃると思います。そして何より、地域食堂の委託先でもある社会福祉協議会がセンター内に入っているのです、実施できる体制はあると思います。来年度は2団体が集会所などで地域食堂を実施すると伺いましたが、課題なども今後出てくると思います。

そこで提案ですが、体制が整ったときに、保健福祉センターを利用し、イベントのような形で開催することは可能でしょうか、見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そうですね、イベントとして開催することは可能であるというふうに考えておりますし、町内全体で地域食堂への理解促進を図ることも必要だというふうに思っておりますので、今後事業が進んでいく中で、そういったイベントのほうも検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高木綾子君。

○4番（高木綾子君） 保健福祉センターはとても広いですし、外にはグラウンドがありますので、そちらでも何かイベントをやりながら、そういう地域食堂をやりながらイベントをとという形もぜひ今後検討していただきたいと思います。

それでは、（2）に移ります。

仙台市青葉区にあります県営広瀬住宅でも地域食堂を実施していると聞きまして、こちらも鈴木晴子議員と、あと民生委員さんと数人で伺ったことがありました。こちらでは広瀬住宅町

内会で運営しており、町内会長さんやボランティアの方々が中心となり、ゲームなどを楽しんだ後にみんなで食事をしていました。

こちらの実施のきっかけは、行政区長会の講演会で、ふうどばんくAGA INさんの講演を聞いたことが始まりとのことでした。AGA INさんも長い年数、フードバンクだけではなく、地域食堂開催に向けた立ち上げ支援や食事支援を行っているとのことで、直接お話を伺ってきました。先ほどの答弁でも、先進的に地域食堂を運営している団体から講師を招き講演会を開催すると伺いましたが、講演会をしていただく団体は決まっているのでしょうか、伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

現在まだ決めてはおりません。議員からお話のあった、先進的に行っている団体なども含めて、今後検討のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 高木綾子君。

○4番（高木綾子君） 最近、地域食堂を実施する地域が増えておりまして、1月には加美町で子ども食堂を立ち上げるためのミニフォーラムを開催すると新聞で拝見しまして参加してきました。ここでも、AGA INさんが講師となってお話を伺ってきました。また、そちらのフォーラムには50人もの町民の方が参加して、ぜひ立ち上げたいと皆さんで団結している姿が印象的でした。

利府町の令和7年度の施政方針にもありました「健康で支え合える地域福祉づくり」で、「食を通じた町民主体の新しい地域コミュニティー創出への取組を支援する」と記されておりました。ぜひ世代を超えて、みんなで楽しんで取り組めるよう支援をしていただきたいと思います。が、町の地域食堂に対する思いをお聞かせください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そうですね、地域食堂に関しての思いというふうなことでございます。子ども食堂を発展させて地域食堂として行う意義といたしまして、食を通じた世代間交流、そして地域交流というふうなことを念頭に入れております。

今後、10年、20年先を見据えた形で地域福祉の向上を図っていく上で、貴重な居場所になっていただきたいというふうに考えておりますので、ぜひ多くの方に参加をしていただくとともに、地域の新たな居場所として、地域の様々な小さな問題などは地域で解消できるような共助の部分、地域福祉の部分ではとても大切なものでございますので、そういったものの醸

成といったものを図っていくことができたかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 高木綾子君。

○4番（高木綾子君） 私も楽しみにしております。

以上、これで終わります。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、4番 高木綾子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

13時40分から引き続き開始します。

午後1時32分 休 憩

午後1時38分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔8番 土村秀俊君 登壇〕

○8番（土村秀俊君） 8番 日本共産党の土村秀俊でございます。よろしくお願いいたします。

私が最後ではないので、最後に阿部議員が控えておりますので、なるべくスムーズに議事を進めたいなというふうに思いますので、少し早口になる可能性もあります。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に基づいて発言します。

質問事項の1番、上下水道事業についてであります。

（1）町の上下水道事業は、4月1日から包括的民間委託事業に移行しますが、この事業について町が作成したパンフレットには、委託方法を変える理由として、「管路や施設の耐震化などに多額の費用が必要、節水機器で収益が減少、持続可能な事業の運営のため」とありますが、現行方式から新方式に変更するに当たって、具体的にはどのような比較検討を行ったのか伺います。

（2）今回の包括的民間委託は、県のように運営権は譲渡しない、民営化ではないということパンフレットなどで強調しております。しかし、国のウォーターPPPの概要には、みやぎ方式、これは正式にはコンセッションと言いますが、段階的に移行するための包括的民間委託（官民連携方式）と記載されております。契約期間終了後の移行について、町はどのように考えているのか伺います。

（３）新方式移行の理由として、「多額の費用、収益の減少」の対策とありますが、10年間の委託で町の経費削減の効果をどのように試算しているのか伺います。また、年度収支で余剰金が出た場合の処分はどうするのかも伺います。

（４）数多くの業務を一括して新方式へ移行しますが、個々の委託業務の運営状況の点検や各事業の請負価格の適正化、受託法人の経営状況の把握などについてはどのような方法で認識していくのか伺います。

（５）全国的に、水道管、下水管の老朽化が進み、破裂や漏水が報道されております。町の上下水道の管も耐用年数を超えた箇所もあり、早急な点検・交換が必要だと考えております。今後の上下水道管の更新をどのように進めていくのか伺います。

質問事項の２です。地域おこし協力隊事業についてであります。

（１）町は、令和元年から地域おこし協力隊事業に取り組んでおりますが、当初は梨の生産に携わる活動が主だったわけですが、今は観光と漁業の複合した海業や地域ブランドの開発、販売、PRなどのにぎわい創出の取組など、幅広い地域おこしに多くの協力隊員が活動しております。

町として令和元年から始まった地域おこし協力隊員の活動状況、地域おこしの効果、実績をどのように評価しているのか伺います。また、町の関わり方も含め、地域おこし協力隊活動の課題、これをどう捉えているのか伺います。

（２）令和7年度の施政方針では、「地域おこし協力隊制度を活用し、前年度同様に、農業、水産業、観光振興などの地域おこし、経済活性化などの活動に取り組んでいく」とありました。町として、協力隊員が3年という限定された期間の中で、地域おこし、地域づくりをやりがいと展望を持って活動し、地域おこし協力隊の本来の目的の定住、起業などにもしっかりと結びつけるように支援や協力が必要だと思いますが、町として今後どのように対応していくのか伺います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1の上下水道事業について、2の地域おこし協力隊事業について、いずれも町長。

○町長（熊谷 大君） 8番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の上下水道事業についてお答え申し上げます。

まず、（１）の包括的民間委託への移行に伴う比較検討についてでございますが、本町の上下水道事業については、議員御承知のとおり、全国の上下水道事業体と同様に、様々な事業運

営上の課題を抱えております。そのため本町では、将来にわたり安定した事業運営を持続していくため、国が推進するウォーターPPPの一つの手法である包括的民間委託について拡充を図り、全国に先駆け来月から事業を開始するものであります。

包括的民間委託の拡充に当たっては、町民の生活に直結するライフラインを持続可能とすることを最優先に、専門技術と知識を持つ人材の確保、維持管理水準の向上、水需要減少下での経営の維持の3つの課題を念頭に置き、比較検討を行っております。

比較検討の結果、民間企業の技術、ノウハウ等を活用し、上下水道施設の維持管理水準の向上を図ることで、コスト縮減にもつながるものと判断しております。

具体的には、発注形態を仕様発注から性能発注へ転換することで、受託者の創意工夫やノウハウを生かした業務の効率化が可能となり、委託業務に係る経費の削減を見込めるものと考えております。さらには、令和9年度以降の国費支援も確保されるなど、安定した事業運営の維持にもつながるものと考えております。

次に、（2）の契約期間終了後におけるコンセッション方式への移行についてでございますが、国のガイドラインにおいては、契約期間終了後、コンセッション方式に移行することを必須としているものではありませんので、現段階では、来月から開始する包括的民間委託の拡充による成果を見定める必要があるものと考えております。

次に、（3）の町の経費削減効果の試算と余剰金が出た場合の処分についてでございますが、先ほど答弁しましたとおり、発注形態の転換により業務の効率化による経費の削減を見込んでおりますが、削減分については、維持管理水準の向上を図るため修繕費等の費用に充当していく考えであります。また、段階的に上下水道課職員の数減らす想定をしており、事業全般での削減効果も期待できるものと考えております。

なお、余剰金が出た場合の処分方法につきましては、今後、更新が必要となる老朽施設の補填財源として、建設改良積立金等に積み立てするなど、地方公営企業法に基づき処分してまいります。

次に、（4）の包括的民間委託業務開始後の運営状況等の確認方法についてでございますが、包括的民間委託では、発注者の業務内容が監督業務から監視業務に変わり、通常の業務検査とは異なるモニタリングという方法により、業務の履行や委託業務の運営状況などについて適正かつ確実に行為、要求水準を達成しているか否かの確認が管理者に求められます。

そのため、毎月、受注者から提出される報告書を基にモニタリングの実施を予定しており、業務上の課題の確認や要求水準を達成するための助言や指導を行うこととしております。

次に、（５）の今後の上下水道管の更新についてでございますが、昨日の一般質問答弁で今野隆之議員にお答えいたしましたとおり、水道管、下水道管ともに、今後、法定耐用年数を超過する管路が増加していくため、計画的な改築や更新に取り組んでいく必要があると考えております。

しかしながら、全ての管路を改築・更新するには多くの時間と費用が必要となるため、優先順位をつけて進めるとともに、整備後の経過年数だけで判断することなく、腐食や老朽化状況を確認しながら更新していきたいと考えております。

次に、第２点目の地域おこし協力隊事業についてお答え申し上げます。

地域おこし協力隊の活動状況及び効果や実績、課題等についてでございますが、（１）と（２）とは関連がありますので一括してお答え申し上げます。

初めに、現在、地域おこし協力隊は、梨栽培部門２名、海業部門２名、にぎわい創出部門１３名の合計１７名が活動しております。

まず、梨栽培部門の地域おこし協力隊につきましては、令元年度より任用を開始しており、主な活動内容としましては、梨農家や宮城県農業改良普及センター、ＪＡ仙台等の関係者からの助言、指導をいただきながら、町が借り上げた梨園において、年間を通し、栽培技術の習得等に取り組んでいるところであります。

また、令和５年４月には、約４年間の活動を経て、１名の隊員が梨農家として町内で独立しており、梨栽培はもとよりフードロス削減の取組として、梨の加工品の生産や販売を行うなど、利府梨の新たな魅力の創出と、産地の維持、発展に大きく貢献していただいております。

なお、隊員が就農する際に必要となる梨畑の継承を円滑に行うことが課題であると捉えており、本町では、梨農家に対するアンケート調査等により、今後の経営意向を確認させていただくことで、梨畑の確保と併せて、計画的な隊員の任用に努めているところであります。

次に、観光部門の地域おこし協力隊につきましては、令和元年度から令和５年度まで、東京オリンピック２０２０開催におけるインバウンド需要を見据え、観光誘客につなげる地域の魅力発掘や情報発信等を主な活動内容として、協力隊員１名を任用したところです。

折しも、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、活動内容の縮小や変更を余儀なくされましたが、動画作成、オリンピックレガシーイベントの企画、インバウンド向けモニターツアーにおける通訳など様々な活動を行っていただいたところでありますが、本人が目標としていた事業展開に至らなかったものであります。

次に、海業部門の地域おこし協力隊につきましては、令和５年度に地域おこし協力隊の支援

業務委託事業者選定のプロポーザルを実施し、支援事業者と令和8年3月31日までの契約を締結しているところです。

昨年の2月から2名の隊員を任用しており、浜田地区や須賀地区の漁業関係者から指導をいただきながら、観光漁業に関する技術や知識の習得、船舶免許など必要な資格の取得のほか、ノリやワカメなどの海産物づくりの事業継承や、利府の海の魅力発信の活動をしているところでもあります。

次に、にぎわい創出部門の地域おこし協力隊につきましては、地域活性化の担い手となる人材確保と地域活動を通じての定住・定着を図るとともに、地域力の維持・強化を促進するため、海業部門と同じく令和5年度に事業者選定のプロポーザルを行い、支援事業者と令和8年3月31日までの契約を締結し、令和5年9月から活動しているところでもあります。

活動内容につきましては、地域の魅力を発掘し町内外に発信するとともに、新たに梨を使ったパイやサイダーなどの開発を行っており、さらに、企業と連携し新商品開発のプロジェクトや、館山公園ライトアップイベントの開催、また、ALL RIFU産業祭の運営補助など、地域密着型の活動を通じて地域活性化に取り組んでおります。

また、昨年の11月には、リフノスにおいて地域おこし協力隊の活動報告会を開催し、それぞれの部門における取組の成果を発信するなど、地域活性化に大きく貢献していただいております。

地域おこし協力隊の効果や実績につきましては、個々の取組によって異なりますが、地域の魅力や可能性を発見することでその活力を引き出すための貴重な取組であり、担い手不足や観光振興、地域活性化の大きな一助となっているところです。

その一方で、近隣自治体におきましても、地域おこし協力隊が同様の活動を行っている事例が多くありますが、自立が難しいことや定住に至らないという課題があると認識しております。

こうしたことから、梨栽培部門の支援につきましては、就農する際に必要となる農業機械等に係る初期投資促進事業補助金を活用することで、初期投資の取組を支援するとともに、農業経営を開始する際には、経営開始資金等の国の補助金を活用することで、安心して農業経営が開始できるよう、就農時におけるサポートを行っているところでもあります。

海業部門につきましても、漁船や養殖設備、運転資金など、起業する際に必要な初期投資等に係る資金繰りについて、国や県で実施している補助制度や水産業金融制度を活用できるよう支援してまいります。

にぎわい創出部門につきましては、国の制度を活用し、地域創造力アドバイザーや地域活性

化起業人など、起業に必要な知識やマネジメント、販路開拓などについて、様々な研修やサポートを行いながら、国や県で実施している補助制度や起業・創業支援制度などを活用できるよう支援してまいります。

3年という限られた期間の中で、一人でも多くの協力隊員が利府の魅力を感じ、やりがいを持って様々な活動を行うことで、将来的には利府町に定住・定着し、地域活性化につながる活動を継続的に取り組んでもらえるよう、今後も町として様々な支援に取り組んでまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） それでは、水道事業の（1）ですね、包括的民間委託事業についてであります。

まず最初に、この事業名の確認をしておきたいと思いますが、利府町が来月から実施をする、利府町が言っている包括的民間委託という事業ですが、これは内容については、総務省とか国交省がウォーターPPPの中で明確に位置づけられている事業だと思うんですね。そういう点でいうと、町が発行するパンフレットとか、あと開設のホームページには、あまりウォーターPPPの問題とか、あと国が掲げている名称は出てこないんですが、今回、町が取組について、この包括的民間委託というのは、国交省と総務省が進めている官民連携方式で言いますが、正式の名称としては管理・更新一体マネジメント方式、ウォーターPPPで言えばレベル3.5に該当する事業というふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

議員さんお見込みのとおりでございます。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 確認しました。

そして、続けて伺います。

この制度を実施するに当たっていろいろ検討されたということですが、答弁の内容としては、ライフラインの持続性とか性能発注で経費削減が見込めるとか、今までの方式よりメリットがあると恐らく判断したというふうに思いますけれども、国が示している官民連携方式というのは、さっき言いましたが5段階あるわけです。レベル1、2、3、今回利府町がやるのはレベル3.5で、宮城がやっているのがレベル4ということなんですけれども、この5段階それぞれ長所・短所があると思うんですが、町として今回比較をしたということを答弁されましたけれども、どの段階と、全ての4段階含め、1、2、3、4と4段階の

委託方式といろんな面で、採算面とか契約の面とかいろんな面で比較検討を全てやったのかということについて伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

このウォーターP P Pのレベルをまずお話しさせていただくと、まず、レベル1、レベル2、レベル2.5、レベル3、今回町が取り組んだレベル3.5、宮城県がやっているレベル4というふうな段階になっております。

利府町のほうで、町のほうでは令和4年度から包括的民間委託を拡充しようという考えで検討を進めております。当初、今やっている料金関係、料金窓口関係、それからメーター検針関係は、既にもう包括的民間委託ということで今やっておりますけれども、ちょうど契約満了になるのが、まさに今月いっぱい契約満了になるということもタイミングとしてありましたので、令和4年度から検討していたという状況です。

そのときには、レベル3.5というのは当然示されてなかったわけですから、町のほうとして、私どもとしては、5年程度の契約期間で、施設の運転管理、それから修繕、それから資本的支出に該当しない部分の修繕計画、こういったものを含めた、いわゆる先ほどお話ししたレベル3相当の検討をしたというところですけども、検討している中で、前にもちょっとお話ししたかもしれませんが、令和5年の6月に、総務省、それから国交省のほうでウォーターP P Pというこの制度を打ち出したということで、我々も、まずそれに組み入めるかどうか、その時点では検討を併せてしてきたという状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） そうすると、主には1、2、3、4であるんですけども、ほかの4段階のレベルと検討したというよりも、レベル3ぐらいの……、今、利府町はレベル2ですか。宅配に料金回収を頼んでいるから一部包括的民間委託しているわけですけども、2なのかなと思うんですけども、そういう点で、今の部長の話だと3と今回の3.5点を比較して、いろんな面で優秀だったとされているという点で判断したということなんですけれども、検討を始めたのが令和5年というお話あったんですけども、ただ、今回レベル3.5のこの制度に移行するというのは日本で一番初めだということで河北新報にも出ていましたけれども、ほかの自治体はなかなかこのレベル3.5とかレベル4まで、いろいろ恐らく検討しているというふうだと思うんですけども、1,500ぐらい全国で自治体あるんですけども、その中で、まだ3.5に踏み出

そうかなというふうに考えているのが、総務省のホームページを見ると10個か15個あるかないかという状況なんですけれども、そういう点で、利府町の場合いきなり、今2ですけれども、3とか3.5とか4に……、いきなり3.5にいったわけなんですけれども、やっぱり段階的に徐々に引き上げて、3年やってみて、あるいは5年やってみて、レベル3がどうなのか、レベル2がどうなのかということを検討しながら、徐々に上げていくというふうなことは考えなかったのか、その辺について伺います。

例えば、宅配が今回期限が切れるタイミングというお話ししたんですけれども、それだけではなくて、いろんな面でほかの自治体は全然進んでないわけですから、そんなにいい制度だったらほかの自治体も一気に進めるわけでしょう。その進まない中にはいろんな問題点があるというふうに思うんですけれども、そういう点なども含めて検討されたのかどうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

様々な検討をしたのかというお話ですけれども、レベル3ぐらいまでの包括委託というのは、ほかの自治体も全国的に見ると結構あるんですね。やっている自治体とか一応調べて、私たちも先進自治体ということで視察とかも行かせていただいて検討を進めたところですが、先ほど、令和4年度から私どもは検討を進めている、令和5年6月の段階でウォーターPPPが示されたというところ、そこはちょっと御理解いただきたいなというところですよ。

一番は、上下水道の皆さん一番大切なライフラインですから、持続可能なものにしていかなくちゃいけないということを一番最優先にここは考えた上でのお話ですけれども、令和5年6月のウォーターPPPが出されたときに、この中で要件って4つ出されているんですね。まず長期契約。原則10年ですよというのがまず一つの要件、それから性能発注、それから維持管理・更新の一体マネジメント、プロフィットシェアというのが要件としてあるんですが、これに取り組むことによって、令和9年度からの下水道管の更新に係る国の支援を可能にしますよという、そういう要件がついたわけです。

このレベル3.5、今回取り組んだレベル3.5に取り組まなかった場合には、令和9年度からの国の支援がないというような、そういう考え方になるんですね。そうすると、今から下水道事業、今まで整備が整ってきて、今後更新していかななくちゃいけないというときに、国の支援がそこで途切れたんでは、私たちもなかなか更新事業がスムーズに回せないなという、そういった考えもあって、ウォーターPPPのレベル3.5の検討をそこから進めたというところですよ。ですから、一番当初の段階では、レベル3の5年契約ぐらいで検討はずっとしていたんですが、令和

5年6月に大幅に考え方を変えなければいけなかったというのが実情でございます。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今の部長のお話は分かる部分もあるんですけども、令和9年度から下水道工事の補助金が、ウォーターPPPをやっていなければ補助が下りないというお話だったんですけども、これはもう下水管全体じゃなくて、下水管の交換工事だけで上限としては5,000万の補助ですよ。それが出るか出ないかという段階だよ。国の説明書を見ると、5,000万が上限で、下水管のいろんな工事じゃなくて、交換する部分について補助が出るということなんですね。ですから、それって危機感を持ったようなお話だったんですけども、そういうふうな危機感を持てば、全国的に全ての自治体がウォーターPPPに取り組むのかなというふうに思うんですけども、そうはなってないですよ。

だから、そういう状況で、あまりそこを気にしなくても私はよかったのではないかなって。部長が言ったようにレベル3で5年間一回様子を見て、周り近隣とか、あと実際に取り組んでいる自治体の、3.5とか4で取り組んだ自治体の状況を見て、やはり経費が節減になるし、それから技術者もしっかりしているし、工事もちょうどできるということを確認できた段階で、この3.5に取り組むということを考えてもよかったのかなと私は思います。見解がちょっと違うんですけども。

そういうことでいろいろ検討されたというのであれば、レベル4というのがありますけれども、県がやっているやつですね。完全民営化ではないけれども、9割方民営化というような状況なんですけれども、コンセッション方式といいますけれども、そのレベル4の説明としては、国交省の解説では、3.5以上に持続可能性や、あるいは受託者の創意工夫が生かせて経費も節約できるというふうに国交省のいろんな解説書には書いてあるんですけども、いろんな町の課題、下水管、水道管の課題を考えると、レベル4、コンセッション方式というのも導入を検討するというのも一つの手。私は、コンセッション方式を勧めているわけではないんですけども、国交省の解説によると、いろいろ、もう3.5より有利だということが書かれているんですけども、その辺の検討をされはしなかったのですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

レベル4、コンセッションの方式ですけども、まさにその時期というのは、宮城県がコンセッションに取り組んだという最初の年度ですかね、令和4年度だと。たしかそうだと思うんですけども、やはり宮城県で取り組んでいますので、まず、宮城県の状況を私たちは見てい

がなくちゃいけないというのが一つありまして、私どものほうで最初からレベル4の検討はしていないという状況でした。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 現在、今年3月までの方式と、4月から一気にウォーターP P P方式に変わるわけですが、先ほども言いましたけれども、少し時間が、検討したのが令和4年から始まるの。議会に説明したのが去年の2月ですよね。決定したのが、議会に説明した後の半年後ということで、なかなか急いだのではないかなというふうに思うんです。

インターネットで、今、全国の自治体のウォーターP P Pに対する取組をずっと見ると、レベル3.5に切り替える動き、先ほども言いましたけれども、水道事業で切り替える動きが出たというのは14件、それから下水道については15件が、ウォーターP P P3.5以上に具体的に足を踏み出したという自治体、全国1,500の中で本当に1%かそこらしかないんですけれども、そういう中でレベル3.5、利府町みたいにレベル3.5に切り替えようという自治体のホームページを見たんですけれども、どの自治体も、検討開始から運営開始まで4年以上かけてじっくり調査、検討しているわけです。

利府町は令和5年、6年。2年ちょっとなんですけれども、そういう意味で、ほかのウォーターP P Pに取り組もうとしている自治体を見ると、割と時間をかけて周知を図って、あるいは議会とのいろいろ交渉、説明をしながら、やっぱり4年ぐらいかけているわけです。県が今レベル4のコンセッションを導入していますけれども、県の場合は、もう平成27年に検討が始まって、つまり7年かけてコンセッションの仕組みに変わったということで、県でさえ7年、ほかの自治体ウォーターP P Pにもう行こうとしているのも4年以上かけているということから見ると、少し早急に切り替えをしたのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺についてどういう見解なのか、もう一度確認します。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

ほかの自治体で今検討段階に入っているというのがあると、そういった自治体あるということですが、いろんな自治体の状況それぞれ違うわけです。規模が小さければ小さいほど取り組むことがなかなか難しい。規模が小さいということは、受託する側のスケールメリットが生まれないということで、受託する人がいないという可能性も出てきます。そういったこともあって、なかなか小規模の自治体はこれ取り組みにくいということです。全国的にそういう話が出

ています。

国のガイドライン検討委員会とかつてあるんですが、その中でもそういった話があって、小規模自治体で取り組めないところはどうするかみたいな話は当然議論はされているようですが、まず、利府町においては早かったんじゃないかという話もありますけれども、これは議員の皆様方の御理解が一番だったんですね。ほかの自治体の実情を聞くと、10年という契約期間がかなりのハードルがあって、議員の方々に理解がいただけないというのが一番の進まない理由だというふうなことを、今まさに取り組んでいる自治体の生のお話です。

そういった面で、私その後に思ったのは、利府町の議員さん方、本当に御理解していただいてよかったなというということで私自身思っていて、それが一番ハードルを越えるのが難しいし、ほかの自治体ではあるようですから、そういったことで早いんじゃないかと言われるものの、皆さんから御理解いただいたおかげで早く進められたと、私たちはそういう考えでございます。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） なかなか難しい答弁をされましたけれども、いや早過ぎるんじゃないかということについて、昨年の2月に部長とか町長が説明されたときに確かに私も何も言わなかったんですけども、そういう点でいうと、スピードを持ってウォーターPPPに切り替えたのは議会が大きなあれですか。責任があるというか、議会がいろいろやらなかったからというのも、一つの責任を感じますね。何かね。まあいいです。

今回のこのレベル3.5の方式に切り替えた令和7年度予算に私も賛成していますから、その時点では。そのことについてはなかなか難しい、反対できないんですけども、これが実際何年か経過して、うまく運用が行くかどうか、その段階でまたいろいろ議論したいなというふうに思います。

（2）の契約期間終了後のコンセッション方式への移行についてということで、答弁の中ではコンセッション方式に移行することは必須ではないと。町長の答弁でも、総務省とか国交省のガイドラインで必須ではないとしているというお話だったんですけども、ただ、その文書を私見つけられなかったんですけども、私がネットで見た説明の中では、総務省であれ国交省であれ説明書に、3.5というのはあくまでもコンセッション方式、9割方民営化ですけども、そういう県の方式ね、みやぎ方式というやつですけども、コンセッション方式へ切り替えるための段階的な方式というふうに位置づけをされているんですね。この包括的民間委託というのは。国交省や総務省のガイドラインには書いてあるということですけども、必須ではないというふうに書いてあるわけですけども、それは部長としてもその文書を確認して、必須で

はないというふうに明言しているというふうに捉えてもよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

ウォーターPPPを進めるに当たってのガイドラインがございます。御存じだと思いますが、その中の参考資料ということでQ&Aがついているんですね。一番最後のほうに。その中で、レベル3.5の後継としてコンセッション方式を選択肢として、一つの選択肢として検討いただきたいという趣旨ですということで、必ずしも3.5から次は4に行くんだよということではないと。あくまでも、10年後また更新するときには、レベル4も選択肢の一つとして検討いただきたいという趣旨で書いてありますので、あと、これ土村議員のほうにお見せできればと思います。（「見つけられなかった」の声あり）

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） そうすると、私その文書を見つけれなかったんですけども、私が見つけた文書は全てコンセッション方式への切り替えのための段階的なレベル3.5なんだというふうに書いてあったので、恐らく10年後に自動的にというのかな、レベル4、コンセッション方式に移行するのかなというふうに今の今まで思っていたんですけども、今、部長の答弁で選択制もあるんだというお話だったわけですけども、そうすると、10年後に選択をして、そのまま3.5にするか、あるいは切り下げることできるのかな、3とか。2には戻らなくなってしまうと思いますけれども、3に戻るとか。そういうことで、10年後の判断の基準というのはどういうことを掲げて判断するのか。選択というか、4にするのか、3にするか、そのままにするのか、3.5のままで行くのか、その辺どういう判断基準というか、どういうふうに考えていますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

10年後のお話をさせていただくのはなかなか難しいところで、まだウォーターPPPの包括的民間委託というのは、もう既に契約はしておりますが、4月からはスタートするわけです。ですので、まずはスタートした後、順調にスムーズに回せる軌道に乗せたいというのが最優先で、その後やっていく中で、このレベル3.5が町にとって本当にベターなのかどうかというのは、やりながら検討していかなくちゃいだろうということで、やっている状況をまずは見ていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 確かに10年後の話ですからなかなか厳しいんですけども、ただ、10年後といっても今年から始まるわけですから、そうすると10年後に判断するんじゃないくて、毎年、先ほど5年後に一旦立ち止まって何か検討してみたいみたいなお話もちよっとありましたけれども、さっき答弁にあったけれども、モニタリングというのかな、毎年いろんな研修というのはやっていくというふうに考えてよろしいんですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

そうですね、モニタリングというのは発注者に求められているものでありますから、これは毎月のようにモニタリングは当然やっていかなくちやないというふうに思っていますし、包括的民間委託に応じてどういう成果が上がっているのかというのは、年度ごとに検証していかなくちやないというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） （3）番です。経費削減の効果及び余剰金の処分ということですが、経費の節減をするというのも一つの切り替えた大きな理由だというふうに思いますけれども、では1年間やってみて、どれだけ経費の節減になるんだろうかというような数字的な答弁というのは、もちろん係数もやってみないと出ないのかも分からないんですけども、ただ、一応32億円で10年間契約しているわけですから、その32億円の根拠があるわけですが、そうすると、1年のかかる費用というのは大体試算ができるというふうに思うんですけども、この移行したときに、今年の4月から移行するわけですが、大体、単年度で収支を出すのは難しいかも知れないけれども、10年間トータルすればどれだけの経費が節減できるのかということについて、試算というのは多分やっていると思うんですね。

例えば、宮城県のコンセッション方式に変更したときにどれだけの経費の節減になるかということは、県のQ&Aのパンフレットに書いてあるわけですが、県がコンセッション方式に移行したことによって、宮城県の水道事業の経費削減額は20年間で250億円の公費削減になりますと堂々と書いているんですね。

ただ、実際に去年とかおとし、どれだけ利益が出たのかまだ把握していないんですけども、だからそういう意味で、利府の変更したことによって、この10年間で32億を支払う契約になっているけれども、その10年間の中で、うんと経費がかかる年とか、かからない年とかってありますよね。いろんな機械切替えとか浄水場の切替えとか整備とかということで。年度によ

っては上がり下がりがあると思うんですけども、トータルして32億円払うんだけど、その分によって町の経費の削減としてはどれくらいのもが残るというか、経費削減につながるのかということについては、町としてどういうふうに試算されているんですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

まず、先ほど年度ごとに上がり下がりあるだろうという話ありましたが、今回のウォーターPPPの包括的民間委託の中には更新工事の実施は含まれてませんので、あくまでも更新の支援型といって、更新していく助言、あとは計画、そういったものをこの中でやっていくということなので、4条分の工事費は今のところ含まれていないというのが、この中の更新工事です。なので、工事費は別として考えていただきたいんですけども、そうすると、この中で何やっていくのというと、やはり維持管理がメインになってきます。

維持管理分ということで、経費節減どのぐらいできるのかという話になると思うんですけども、私たち全協のときにお示ししたやつには、実際にそういった算定は一切入っていません。あくまでも10年間で人件費がこれくらい削減できる効果があるだろうという想定でしかありません。

これはあくまでも維持管理費の話なので、例えば町がやっていたよりも、維持管理費が民間がやることによって下がります。金額100万かかるところを90万に抑えられましたとなった場合は、これというのはプロフィットシェアという要件の中に盛り込むようになっているんですけども、民間側と町側とお互いに節減された分を分配しましょうという制度がこの中には含まれているんですね。契約の中に。これが要件になっているんですけども、それによって生まれたプロフィットをうちのほうはそのまま金額の変更とかで下げるのではなくて、先行して維持管理費のほうに回していきたいという考えなんですね。なので、その具体的に幾らという節減の効果は、実際には判定していなかったというのが実情でございます。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） プロフィットっていきなり出てもなかなか理解しづらい場合もあるんですけども、経費の32億円の中で、その単年度に浮いた、節約できたものというふうに考えてよろしいんですね。よろしいと思うんですけども、それを折半、この契約書の中では折半、1対1に分けるというふうになっているわけですけども、ただ、試算していないというお話だったんですけども、答弁書の中では「経費の削減を見込んでおり」というふうに明確に書いてあるわけですけども、この辺をどういうふうに受け止めればいいのかというふうに思

うんですけれども。「経費の削減を見込んでおり」というふうに（3）の答弁に書いてあるんですけれども、その辺については、試算をしないで多分経費削減されるだろうという感じで書いたわけではないですよ、これね。その辺についてちょっと説明をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） プロフィットの件については失礼いたしました。そのプロフィットの補足だけさせていただきます。プロフィットシェアというのは、契約時に見積もった維持管理費用が、企業側の創意工夫、それから新技術の導入などによって縮減された部分、それを官と民でお互いに分配するというような制度になっております。

実際に節減効果という話で、具体には答弁書の中には削減されるというような文章が入っています。ただ、我々考えているのは、この削減効果、このプロフィットの部分をお金で、縮減された分をお金で戻してもらわなくて、この分を次やるべき、次年度やるべき維持管理があれば先行してやってもらいましょうというふうなことなので、本来うちのほうで望んでいるのが100%の維持管理費を、もしかしたらこのプロフィットによって120%まで伸ばしてもらえるだろうと。そうすることによって、それが経費の削減という私たちの捉え方になっていきます。

あとは、もう一つ、先ほどお話ししましたがけれども、人件費の部分、町の上下水道事業所の職員の人件費ということで、今の想定では、包括的民間委託が進むにつれて、我々の部署の職員も少しずつ削減、減らすことができるだろうというそういった想定をしております、その部分で10年間で何がしという削減の金額を出させていただいているという状況です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 後で窓口に行ってレクチャーを受けたいと思いますけれども、あと今部長が言った人件費の問題、これはちょっと、包括的民間委託にしたから人件費が減るという、確かに上下水道課の職員は減るというふうに思いますけれども、その職員を首にするわけではないですから、その職員がほかの部署に配置されるわけですから、町全体が支払うというか、町全体の職員の人件費自体は変わらないわけですよ。だから、それはあまりこの制度の優位点というふうには思えないし、言っては駄目だというふうに思うんですけれども、それはいいです、特に。

それから、あと（4）運営状況の確認ということなんですけれども、今回、包括的民間委託をするということで、いろいろメリットのようなものを部長答弁されましたけれども、逆に少し懸念というか不安な部分があるんですけれども、今回委託をいろいろ受託業者に一括して発

注するわけですが、今までは町が個別に、町の説明では個別に発注していたのを1社でまとめてするというのかな、いろんな事業をするんだということなんですけれども、つまり、今までの方式であれば町が仕様発注をして、それぞれの業者に発注して、薬品とか材料とか機材とか、あるいはいろんなメンテナンス工事とかありますけれども、全て入札とかして、入札をしながら価格を交渉して安くしていきながら発注するわけですが、今回、包括受託するわけですが、そうすると包括受託業者が全て自分の判断で受注していくわけですが、そうすると、今まで町がやっていた競争入札、あるいは随契もありますけれども、そういう委託をしていて、価格が一定程度適正に、競争力も働いて適正に決まっていたというふうに思うんですが、今回、包括受託すると、1社の業者がそれぞれの事業を委託するときの価格というのは、町としては把握できないというかな、もちろん口出しもできないんですが、その点について適正に、いろんな事業が適正に、価格が適正に発注されているのか、その辺について町としてはどういうふうに確認をしていくのか、その辺について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

先ほどからお話しさせていただいている、発注者に求められるモニタリングを毎月やっていくというふうに考えております。当然これは国からも求められておりますので、確実にやらなくちゃいけない。その中で、こちらが示す要求水準を満たしているかどうか確認をするというのが一つあります。

それから、あと受託者の取締役とかを含めた取締役モニタリングというようなものも今想定しておりまして、その中で事業全体をモニタリングしていくというふうに考えておりますので、いろんな各要求水準を満たしているかどうかの確認、あと財務状況の確認、今お話しした入札の確認ができるかという、そこは、入札の分については町が今まで入札して発注していたものが、今度は民間同士の契約になるので、我々そこは口出しできる部分ではないので、その確認としても、ちょっと資料を見る程度にはなるかもしれませんが、しっかりした確認まではそこはいかないかなと。ですから、財務状況、あと要求水準書を達成しているかどうか、そういったものはしっかりとモニタリングしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） モニタリングして、いろいろ適正かどうかというのを判断していくということだったんですが、今回の包括委託に変わるということで大きく変わるのは発注方式ね。今まで仕様発注だったわけですが、この制度になると性能発注ということなんで

すけれども、あまり聞き慣れない言葉なんだけれども、町として今まで性能発注というのは業者にやっているのかどうかということと、その性能発注のモニタリングというのは、正確に技術的に町の職員でしっかり判定できるのかどうか、その辺について確認したいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

まず、性能発注、それから今まさに役所でやっている仕様発注、この違いというのが、仕様発注については発注者が完成形というのを全て示して、構造から使う物から、あとは施工方法から全てに、人数をどのぐらい充てるとか、全て設計書によって詳細に決めて発注するのが仕様発注。

性能発注については、詳細のそういった設計書がなく、町が求める、発注者が求める水準、最終的に水準を示して、それを満たしてもらうようなやり方が性能発注というすみ分けになっているんですが、そういったことによって民間側がノウハウを生かして創意工夫を出せる余地が出てくると。そういったところで、性能発注にすることによって経費の節減も図れていくというような考え方になっています。

なので、性能発注、仕様発注も、そういったところの違いで経費の節減にも確実に、私たちは節減できるものというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 土村議員、（2）番ありますから、その辺を入れてよろしく願います。時間なくなってきたからね。

○8番（土村秀俊君） では、（2）に行きます。

上下水道管の更新の進め方については、昨日、今野議員にもいろいろ説明あったので、それとダブるなというふうに思うので、ちょっとここは外します。議長から今早くやれと言われたので。

（2）というか、2番の地域おこし協力隊の問題です。

地域おこし協力隊については、答弁にあったように今年3月、今現在17名の方が隊員としてはるばる利府町に移住していただいて、利府町のために様々な地域おこし活動に取り組んでいるということには、本当に敬意を表したいなというふうに思います。

町として、協力隊活動は、その実績や効果の大きなものがあるというふうな評価をされておりましたけれども、今、活動中の隊員の多くは、令和5年から委託方式になったことで、それを通じて協力隊に入った方が多いのではないかなというふうに思います。つまり、まだ任期途中の隊員も多分17名の中でかなり多いというふうに思うんですけれども、そういう点で、知ら

ない利府町に来て、そしてまちづくり、あるいは漁業など未経験の活動をしているということで、いろいろ日々苦勞しているのかなというふうに思います。

そういう中で、答弁にありましたように、魅力の創出とかイベントの企画、地域活性化に大きく貢献をされていると地域おこし協力隊が評価をされておりますけれども、それはそれで町の妥当な評価だというふうに思いますけれども、初めて利府町に来て、そして未知の活動をして、実際に1年とか2年でその成果が出るというのは、そんな簡単なものではないなと。まして、やったことのない活動をやるわけですから、そういう点でなかなか成果が見えないというふうな方とか、そういう方もいるというふうに思います。そういう方たちも日々苦勞して頑張って活動している隊員の方もいると思いますけれども、そういう方に対する対応というのかな、そういう方に対する評価というのもしっかりしてあげる必要があるというふうに思いますけれども、町としてその点についてはどういうふうに考えていますか。成果の出ないようなね。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

成果が出にくいという地域おこし協力隊に対する評価ということでございますが、答弁のほうにも書き示したとおりでございます。一次産業を目的とする梨、あとは海業と観光というミッション型と言われますけれども、目的がはっきりしている部分については評価指標というのはできるのかなというふうに思いますが、委託型で、うちのほうでにぎわい創出ということでやっている協力隊につきましては、フリーミッション型と言われまして、自分の夢に向かって進んでいくというものでございます。これにつきましては評価はとても難しいものでございますが、毎月、目標に向けた取組、あとは実績等を把握しながら、相談業務であったり、知らない町に来てということでしたので、町内を御案内する機会を設けていたり、あとは町内の各種団体さん、あともちろん議員さん、町内会長さんに顔つなぎするような場も多く設けて支援に当たり、評価に結びつくように取り組んでおります。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 先ほども地域おこし協力隊の質疑でちょっとやり取りあったんですけれども、私の聞いているのは、今現在この17名の方の頑張りとか評価も含めてなんですけれども、令和元年から始まってもう6年ぐらいその地域おこし協力隊に取り組んでいるわけなんですけれども、この長いトータルな期間の効果、実績についてはどういうふうに町として考えているのかということ。

それから、この地域おこし協力隊というのは13年前から国が始めた制度なんですけれども、

総務省の発表だと、始めた13年前は89人の地域おこし協力隊員が、今では6,400人です。ということで、倍率ですと70倍ぐらい地域おこし協力隊員が増えているわけ。そして、そういう中で、令和8年度か、来年度末には1万人の協力隊員にしたいということを今国が取り組んでいるわけです。それに沿って町も取り組むわけですが、そういう点で、そういう結果、総務省の調査では、任期を終えても協力隊員の7割が引き続きその地域に住んで……、そういうふうを書いてあるよ。その中の4割が起業、仕事を興し、仕事をしているというような報告もされているわけですが、その点を踏まえて、利府町の本来の目的というのは、居住してもらって、そこで仕事を興してもらおうというのが本来の目的ですね。そういう目的に沿って、この利府町の6年間の実績、効果については町としてどういうふうを考えているのか、そして課題をどう解決していくのかということについて伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

まず、それぞれの成果ということでございます。これまでの取組の中で。先ほど小淵議員さんからの質問にあったとおり辞めていかれる方もおられますし、実際に町長答弁にもあったように、利府町で梨農家として成功し今活躍していただいている方もいるということで、それぞれの夢によってその成果というのはまた異なるものなのかなというふうに感じております。

議員おっしゃるとおり、去年現在で7,200人の協力隊、国としては2026年に1万人を目指すというふうにしておりますので、本町としましても、その方々、お越しいただける方々が1人でも多く自立されるような支援に努めていくと。

課題を何として捉えるのかというお話でございましたが、ここで自立が難しいために定住できないということで、私把握している中では6割ちょっとの方が定住している、定住に結びついているということで、残念ながらそれ以外の方は転出されている方もいますので、町としては1人でも多くの方に定着・定住していただけるような支援策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 終わります。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、8番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は14時55分とします。

午後2時44分 休 憩

午後2時55分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 阿部彦忠君の一般質問の発言を許します。阿部彦忠君。

〔2番 阿部彦忠君 登壇〕

○2番（阿部彦忠君） 2番 チームリスペクト阿部彦忠です。

今年は巳年ということで、脱皮に関する縁起話をよく聞きます。「脱皮した皮にいつまでもしつこく執着する人たちがいる」と、二十歳を祝う会にて町長の祝辞でお聞きしましたので、私なりに何か脱皮できないかと反省や猛省をして、このたびネクタイを新調しました。間もなく新年度となりますので、気持ちを新たにしてお話を聞き上げてまいります。

1、（旧）十符の里プラザ跡地利活用方針第3期整備方針について。

（1）令和6年9月号の「広報りふ」では、「（旧）十符の里プラザ跡地利活用方針に係る意見募集の結果について」という見出しで、同紙5月号により意見募集した結果が掲載された。結果の報告方法について伺う。

①広報紙での掲載した内容で十分と考えているか。

②意見募集の詳しい結果については町ホームページにて公表されており、QRコードによる誘導であったが、適切な方法であったと考えているか。

（2）令和7年2月26日には、第1回目のワークショップが開催された。跡地周辺の歴史について説明してから始めたことは、移住してきた住民や若い参加者に対し価値観を共有する上で、大きな役割を果たしたと思う。また、方針への賛成・反対を問わず、公平に意見を出し合える機会が用意されたことは、一歩前進したと考えている。今後継続するに当たり、町の考えを伺う。

①ワークショップを開催するに当たり、ファシリテーターの基礎知識や、実施担当課との打合せは十分であったか。様々な考えの参加者を迎えるのに万全の体制であったか。

②3回目以降の日程が未定のまま、連続参加できる人を募集している。そもそも募集方法は適切であったか。3回目以降の参加者についてはどのように選定し、何名規模で開催をするのか。

（3）（旧）十符の里プラザ跡地に残る建物の解体工事の安全対策について伺う。

①アスベストの除去作業における含有量のモニタリングについて、検出状況はどうか。

②利府小学校に通学する児童が多く通る通学路であり、安全面に関する不安が多く寄せられ

ていた。工事期間中の事故や苦情などの問題はなかったか。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

（旧）十符の里プラザ跡地利活用方針第3期整備方針について、町長。

○町長（熊谷 大君） 2番 阿部彦忠議員の御質問にお答えいたします。

まずもって、すてきなネクタイとハンカチーフでございます。すばらしいと思います。

（旧）十符の里プラザ跡地利活用方針第3期整備方針についてでございますが、まず、（1）の意見募集結果の報告方法につきましては、令和6年6月定例会の一般質問においてお答えしたところでございますが、その後、昨年8月8日に住民説明会を開催するとともに、広報紙や町のホームページでもその結果を公表したところであります。

広報紙の掲載内容といたしましては、紙面スペースの関係から、事業の満足感や回答者の年齢構成をグラフ化し、寄せられた御意見について要約したものを掲載したところであります。そのため、さらに詳しい内容を確認していただけるよう、QRコードを掲載し、ホームページを御案内したものであり、先ほども申し上げましたとおり、意見募集に係る結果の説明会も開催していることから、適切な方法であったと捉えております。

次に、（2）のワークショップの開催についてでございますが、先月の26日に開催したワークショップにつきましては、議員にも傍聴していただき、既に御承知のとおり、跡地周辺地域に限らず町全域から申込者40名に対し、当日は36名の皆様に御参加をいただき、これまでの歴史的な経緯や今後のワークショップの進め方など建設的に話し合うことができました。

また、ファシリテーターとなる宮城大学とは何度も事前打合せを行い、跡地のこれまでの歴史的な経緯も含め担当者間で十分に話し合い、ワークショップを開催したところでございます。

第3回目以降の日程や内容などの詳細につきましては、町だけで決定するのではなく、ワークショップ参加者や宮城大学と協議の上、今後調整していく予定としており、また、第3回目以降の参加者につきましては、内容の継続性が重要であることから、1回目、2回目の参加者の方から続けて参加いただける方を募集したところであります。

ワークショップ参加者の募集時点では、議論を円滑に進める上で参加人数を選定することとも想定しておりましたが、1回目の開催状況も踏まえ宮城大学と協議したところ、現在の人数で進めることが可能であるとのお話をいただきましたので、参加者を選定することなく継続参加いただける方々で開催してまいりたいと考えております。

引き続き、ワークショップでの様々な意見を丁寧に確認するとともに、今後の跡地の在り方

も含めて、町政に反映していきたいと考えております。

最後に、（３）の（旧）十符の里プラザ跡地に残る建物の解体工事の安全対策についてでございますが、アスベストの除去作業における含有量のモニタリングの検出状況につきましては、モニタリングの対象建物となる（旧）消防団車庫のアスベスト含有吹付け材の除去作業中及び除去作業後において、大気中のアスベストの飛散状況を測定しており、除去作業の際に外部へアスベストが飛散することがないように、隔離養生や密閉措置を行いました。

また、除去作業開始前には、アスベストの飛散防止対策は十分であるか塩釜保健所による検査を受け、問題がないことを確認した上で除去作業を行ったところ、全ての測定結果において、基準値を超えるアスベストは検出されず、その旨を塩釜保健所へ報告しております。

解体工事期間中の通学路の安全対策、事故や苦情等の状況につきましては、現在のところ事故は発生しておらず、苦情も寄せられておりません。

なお、あらかじめ利府小学校へ通学路の安全対策について説明し、児童及び保護者への周知を行い、また、事業者に対しては、工事車両が周辺道路を通行する際の経路を指定し、徐行を徹底しているほか、工事関係者が児童生徒の登下校の時間に、横断歩道での交通誘導を行うなど、児童生徒の通学の安全面に十分配慮しております。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。阿部彦忠君。

○２番（阿部彦忠君） この件については、令和６年６月議会で一般質問を行った後、９月に議会で決議をして、１２月議会では売払い予算２億円が減額されました。

方針として、１、交流人口の拡大やにぎわい創出など、町のさらなる発展につながる拠点の創出、２、施設の整備や維持管理には莫大な費用を要することから、民間活力の導入により町の財政負担を最小限にすることの２点が制定されている中において、粘り強く周辺住民の思いを届け続けたことに対し、当局も一定の理解を示し応えたものと評価する旨、再質問に先立ちましてお伝え申し上げます。

それでは、再質問に入ります。

（１）①については、紙面スペースの関係もあり要約となった点は仕方がないかもしれませんが、②で述べましたＱＲコードによる誘導には疑問が残ります。先ほど、「意見募集に係る結果の説明会開催後であることから、適切な方法と捉えている」と答弁がありましたが、説明会開催後であるというのは単に時系列であって、説明理由になるのか分かりかねます。なぜ、適切な方法と捉えたのか説明が十分でないと感じます。そのところ再度説明をいただけますでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

QRコードのみであればそのやり方に妥当性はないと思いますが、その結果、御協力いただいた方もおりますので、その結果につきましては、しっかりと説明会を開催しておりますので、その後、全体的に出席されなかった方もおられるかと思っておりますので、そういった部分も加味して広報紙に要約したものを掲載したものでございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 今回、議長の許可を得まして幾つか参考資料を持ち込みさせていただいております。こちら「広報りふ」9月号の4ページです。このアンケート結果が一通りありまして、一番下の部分ですね、こちらに何と書いてあるかといいますと、「詳しい意見募集の結果については町ホームページから御覧になれます」ということで、QRコードが分かりやすく添付されております。それから、問合せもあって、秘書政策課政策係、あとは電話番号とファクスとメールアドレスですね、この問合せ先が載ったのはよかったかなというふうには思っております。

その下なんですけれども、米印がありまして、「令和6年8月8日、役場にて跡地利活用説明会を開催しましたが、そのほか上記について御意見がある場合は、9月20日午後5時までメールまたはファクスにてお寄せください。なお、お寄せいただいた御意見については、跡地の利活用の参考とさせていただきますので個別回答はいたしません」と記載がされております。

これについては、昨年6月の一般質問で、「QRコードだけという点について配慮に欠けていた」と答弁をいただきました。理由としては、手軽に短時間でお金をかけずに執行できるものとして採用したとの経緯でしたが、今回、先ほどは説明会でも案内があったというものも、依然やはり高齢者はQRコードに不慣れだという現状は変わっていないというふうに考えます。この辺りどのように捉えたのか、御説明をお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

今回は問合せ先も記載させていただいております。前回は御説明はさせていただきましたが、電話での問合せを拒むものではございませんので、ぜひ、電話番号を記載しておりますので連絡をいただければ、来れない方、出せない方に対する対応策については御相談させていただくということが可能かと思います。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 前回、QRコードについては時間を急ぐというような話もあったかと思っています。そこまで今回については急ぐ理由もなかったと思いますし、まして、手軽に済ませてというのは町民が納得するような内容ではないようにも思えます。

そういった中で、問合せ先明記はされていたものの、そちらで回答するという旨までは書かれていなかった点が気がかりであります。前回の反省は果たして生かされていたと言えるのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） 今回のものについては、先ほども御説明しましたが説明会開催後ということになりますので、生かされていたと。それで、問合せ先も書いておりますし、実際電話での問合せも1件あったというふうに捉えておりますので、電話番号も書いてありましたので、前回の反省は生かされたというふうに捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 電話でのお問合せが1件あったということ承知いたしました。

また、高齢者がスマートフォンに不慣れな点は、繰り返しになりますが周知のことと思います。実際のところは、結果がさっぱり分からないという印象のままの町民がいまだにいるという現実があります。そのような方が意見募集の結果を見たいともし窓口に応じ入れた場合、どのような対応が受けられるのでしょうか。例えば、パソコンの画面を見せられるですとか、紙に出力をしたものを見せられるですとか、そういったものはあったのでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

結果につきましては、全員協議会のほうでも全ての結果をお示しして、紙面のほうでお示しておりますとおり、お問合せ、もし窓口に来ていただければ、紙ベースのものを見ていただく、必要があれば、コピー代はかかっていますが、紙でお配りすることも可能です。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） これらについて、電話以外に窓口など、もしくは何らかの手段で閲覧の申出があったり、問合せ、意見具申、クレームなどはなかったのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） 先ほどのお答えと重複しますが、電話での問合せ1件というふうに捉えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） では、（2）に参ります。

私も、ワークショップ参加こそさせてはいただけなかったものの、傍聴はしてまいりました。ファシリテーターは宮城大学の佐々木准教授が担当いたしました。数年ぶりに利府町に来られたと話しておられていて、跡地に残る建築物を解体していることも知らなかったようです。

また、本人ともお話をしましたけれども、去年の全員協議会で話された売却の内容について、新聞報道があったことによって近隣住民らの感情が大きく揺さぶられて、現在も収拾がついていないという現状も知らない御様子でした。

何度も事前打合せを行ったということでありましたが、このような状態では、初回のワークショップに臨むのに準備が不十分だというふうにも思いますが、当局としてはどのように判断していますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

残念ながら、議員さんのほうには「知らない」というお答えをされたということでございますが、私、直接対面をお願いしに上がる際に、現状をもちろんお伝えしないと、こういったもののワークショップをしていただくのとか、背景にどういうものが今あって第三者として入っていただきたいのかというのはお伝えしておりますので、その回答が真意だったのかどうかというところは計り知れませんが、町としてはその現状についてはお伝えしております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 若干のそごがあったのかなとは思いますが、私も本人と話した結果の内容でございました。

あと方針に関してなんですけれども、参加者の質問に対して明確な回答ができないばかりか、担当課長にマイクを渡す場面もありました。専門的な内容については答えかねる部分もあるのかもしれませんが、本来であれば、ワークショップの進行はファシリテーターの先生に任せてありますので、極力避けるべきだったというふうに思いますし、現状をお伝えはされたという中でありますが、御本人がしっかり理解をしていれば、このような事態は避けられたというふうにも思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

ワークショップ冒頭、ワークショップに入る前に参加者の方が、これまでの感情、町の方針に対する批判ということになりましたので、そこについては佐々木先生がお答えするべきところではないために町のほうに振ったということで伺っておりますし、後半につきましては、しっかりとワークショップ形式の進行に当たったことを確認しております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 参加者より、方針ありきで進めるのか、方針を白紙にして進めるのかというような質問が会場でありまして、どうも明確な回答が得られないことから同様の質問が続くという一幕がありました。これは、近隣住民は、いわゆる新聞掲載のインパクトが大きくて、売却を前提とした方針という印象を持っているものも一因としてあるわけです。先ほどの質問への回答も正しく伝わらないと、有意義なワークショップにならないんじゃないかなと不安が残ります。方針が示されたままという意図を改めてお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

まず、方針の基礎となる部分でございますが、こちらにつきましては、利府町で一番上位計画にある利府町総合計画というものがあって、その下に町土全体の利用をどういうふうにするかという方針、利府町国土利用計画、その実施プラン、実行プランに当たる都市マスタープランの中で、中央部区域という位置づけで当該土地が入った用地の明示がされております。その中の一文に、ちょっと読ませていただいても大丈夫でしょうか。

読み上げます。「十符の里プラザ跡地は、中心市街地に位置する優位性を踏まえ、民間の市場評価やノウハウを取り入れながら、都市の魅力、にぎわいを創出する起業支援機能や子育て支援機能等の導入を検討します」ということで明示してあります。

こちらにつきましては、自治法に定める法定機関の審議会を経て、皆様にパブリックコメントとしてお示ししているものでございます。そこに明示されており、これまでのプロセスですね、中央児童センターを建てる、生涯学習センターを取り壊す、プレハブ部分を取り除く、消防の中央分団の詰所を整備する、そういった中で町が導き出した方針でございますので、それをゼロベースにするということではなくて、それを踏まえつつ、方針はあくまでも踏まえつつ、皆様にはそういったしがらみですね、新聞報道にあったということでございますが、土地の売却、あとはマンションの建設、そういったものはもうフラットにしてお考えいただきたいというのが町の方針でございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） いま一度確認ですが、方針は、現時点で変更や撤回をしないということの確認でした。

ワークショップ内においては、その方針にとらわれず、自由な意見を展開してほしいというような意図は理解いたしました。しかしながら、終了後に数名の参加者と話をしてみた際には、方針は撤回されたとみんな思っていたよと、そのような回答が相次ぎました。これは、今後のワークショップにおいて、誤った認識の下に意見が出される原因にもなります。方針変更や撤回について決定権がない場において、誤解のないような、明確で分かりやすい説明が必要と感じます。第2回の開催の際には、冒頭で、その点について誤解のないような説明をしてから開催するべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

御指摘のとおり誤解のないように、2回目の開催前のところで、その内容については御説明をさせていただきます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 大変重要なことですので、くれぐれも忘れないようにしてください。

ここまでの流れでは、ちょっとひどい評価をしているようにも伝わってしまうかもしれませんが、私が以前より要望しておりました、この地がどのような歴史をたどってきたのかという点については、写真資料を多用した分かりやすい説明をしていただきました。これで十分かと言え切りはないのですが、特に移住されてきた参加者の方に対しては、基礎知識のレベルをある程度そろえられたことはよかったかなというふうに思っております。

しかし、もう一つ大事なことがあります。それは、それらの史実だけでなく、その地域の住民がどのような文化、思想の下に生活をしてきているか説明がありませんでした。これこそが、今回のワークショップを進める上で最も重要な視点だと思いますが、当局としてはどのように捉えていますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

ワークショップ開催に際して、文化、思想、その地域の方々がお持ちのものということでございますが、多分、文化、思想というのは人それぞれ、同じ地域の方でも、年齢であったり性別、あとは立場、あとは育ってきた環境、そういったもので違うと思います。もし阿部議員がその統一したものをお持ちだとすれば、ぜひワークショップのほうでお話しいただきたいとい

うふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 確かに、細かいことを言えば一軒一軒育ち方も違うでしょうし、人それぞれ考えが違うというのは理解ができます。ただ、大まかな部分で言いますと、この地域特有の考え方、共通認識、その地域の方にとっての一般常識というものがあるということは想定できるのではないかなというふうに思います。

例えば、生活に合わせて生まれ育った家を売却して、新しい地に上手に移り住むという考えよりも、特に長男、長女においては、家制度と言うとちょっと古いのかもしれませんが、先祖代々受け継いだ土地をどのように自らが守っていくか、そして次の世代に伝えていくか、幼少の頃よりたたき込まれているというのがこの地域の特徴です。

私もまさしくそのど真ん中で、そのように育てられてきましたし、同級生、近所の方々に關しては、転校生は除いてですけれども、共通認識として今でも再認識しているところであります。そのような住民感情を的確に理解して進めていかなければ、本当の意味では分かり合えない、形だけ、要望だけのワークショップになりかねないと思います。

地域の基礎知識をメインに学ぶ初回から、ワークショップとしての深みを増していく第2回の開催を見据えて、住民感情の理解について担当者と再度打合せが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

私も長男でそう育ってきたので、家督というのですか、それだったり、長男として姉よりもかわいがられて育てられた、そういった経験はありますが、ただ、それは個々の家庭のことであって、それが全ての人に当てはまるものではない。今回の議論というのは、歴史を持った役場の跡地をどうするかということでございますので、ワークショップの中で、そういったものがあるんだよとお話いただければいいのかなというふうに感じております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 議員は参加ができないので、てっきり発言権はいただけないのかと思いましたが、そういった思いをもし伝えさせていただける機会がいただけるようであれば、ぜひともお伝えさせていただきたいなというふうには思っております。

それでは、（2）の②に移ります。

こちらのチラシなんですけれども、これが年末に全戸配布されましたワークショップ開催案

内のチラシですが、ここの開催スケジュールの欄についてちょっとお話をさせていただきます。

ここ小さいので何と書いてあるか読み上げさせていただきますけれども、「事前要望が必須となります。第1回2月26日、第2回3月17日、第3回は5月を予定、第4回は7月を予定、第5回は8月を予定、その後は未定」というふうに、3回目以降は開催月しか示されておりません。また、括弧内には、「第3回目以降は連続で御参加いただき、具体案を構築します」というふうに書いてあります。この内容で、どうやってスケジュールを立てて申し込みというのでしょうか。参加者も高齢者に偏らず、働き世代の方々にも広く参加してほしいのではないでしょうか。日程が未定のままでは参加者も判断しがたく、中には、特にお勤めの方ですけれども、申込みを辞退したという声も聞いています。3回目以降の開催日はいつ頃発表される見通しなののでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

まず、開催日の分からないワークショップということでございますが、イベントが依頼日であったり、長期間に及ぶ会議におきましては開催日の決定をせず、開催月の表示を行うものも多くあるというふうに認識しております。ただ、議員御心配のとおり、一人でも多く参加いただけるようにということでございますので、そちらにつきましては、2回目のワークショップにおいて3回目の開催日を調整していくというような形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 確かに、長期のイベントということで開催月の告知が多いというのは私も見ていますし、なかなかそこまでしかできなかったところもあるのかなというふうにも理解はできます。ただ、募集段階で決め切れない事情があったのであれば、それ相応に申込者に対する配慮のあるチラシの書き方も必要ではないかというふうに思います。特にお勤めの方は有休を取るなど、もしくは仕事を早く切り上げたりシフトを調整したりと、職場との調整も必要となってくるわけです。配慮不足なのであれば、再募集枠をつくる必要性も一つかなというふうに感じますが、どのように考えていますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

阿部議員の御質問だと、個々人のスケジュールをちゃんと把握してということになってしまいますので、それは多分対応的に無理だと思います。うちのほうでも、開催場所がリフノス、

時間については6時半から8時半を目安として今後も開催をしていく予定にしておりますので、ただ、これに参加できない人がいるので何回もやってくださいということになると、それはそれで意見がまとまらないというふうに思います。ぜひ、この時間、日程調整を、できるだけ一人でも多く御参加いただけるように調整してまいりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 確かに、全員が自分のスケジュールに合わせて開催してくれというようなのはもちろん無理だとは思いますが、特にお勤めの方に関しては、職場との調整をすれば参加することが可能であるが、見通しがつかないという中では、それも不可能であると。つまり、申込みができないと、ちょっと不公平感を感じるような声が聞こえたものでお伝えさせていただいた次第であります。

それから、開催スケジュール欄には選定をしていく旨も書いてあったんですが、こちらは先ほどの答弁の中で、今回は選定しないということを伺いましたので、用意していた質問は飛ばしていきたいと思います。

ただ、実際に申込みされた方の中では、その選定という言葉に大変驚かれて、名前を見て判断されるんじゃないかとか、態度ではじかれるのかどうか、不安の声が結構届いているわけです。これに関しては、選定をするとした意図がよく分からないところがあります。このような選定方法を示した理由をお聞かせいただけますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

まず、1回目、2回目は、皆さんに広く歴史とかこういう経緯がありましたというのを知っていただくために、より多くの方に御参加いただいて、3回目以降については具体的なワークショップになりますので、当初、全員協議会のほうでもお話しさせていただきましたが、大体ワークショップ運営で20人、25人程度というのを想定しておりました。

実際の申込みが40人、宮城大学さん、委託先のほうと協議したところ、前回見ていただいたとおり、1テーブル5人から7人ぐらいの振り分けで意見をまとめることができるということでございましたので、継続的にその方々に御参加いただければというふうに思います。

当初計画していた時点では、ワークショップに適した人数ということを配慮して選考という言葉も入れさせていただきましたが、現状で運営が可能ということでございますので、このまま進んでいきたいというふうに思います。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 確かに、全協では20名程度の開催予定というお話も伺っていましたが、ただ30名、40名も集まると、まとまるものもまとまらないうと、当初はそのような説明がなされていたわけです。ただ、結果として、第1回目を迎えた上で、その人数でも対応ができるという旨は承知いたしました。

それから、期限を過ぎてから申し込まれた方が、今回は人数がいっぱいなのでと断られたとも聞いております。これは公平性を期すために、期限を過ぎたからと断られるのは分かるのですが、このように人数枠を増やした中でこの対応は問題がなかったのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

期日はやはり期日であって、それが原因ではないというふうに感じます。40名も、まちづくり、これからの利府に御興味を持っていただいたということで、私個人としてはうれしく思いますし、感謝しているところでございます。ぜひその40名をもって、これからの利府町、跡地をどういうふうにするかということを考え、一緒にというか、案をまとめていただければというふうに感じております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 公平に募集をしたという点についてなんですが、一つ気になるところがあります。3か所の内訳として、宮城大学の学生と、また、本町の地域おこし協力隊の姿も散見されました。これは、利府町民だけでは、いわゆる町民の申込みだけでは反対意見を支持する人が多過ぎて、均衡を図るために急遽その人たちを追加したのではないかなという不安視する相談も来ていたことから、参加の経緯を明らかにしていただきたいと思っております。参加者全員が期限内に申込みをされたのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

地域おこし協力隊のにぎわい創出のメンバーが入っておりますが、こちらについては期日どおり申込みをされて、そこは意見の調整という目的は全くありません。やはり跡地、にぎわいづくり、そういったキーワードを基に参加されているというふうに伺っております。

また、宮城大学の学生が入っているというものについては、前回7名ほど入れさせていただいておりますが、各グループに配置をし、その意見の集約も行うという役目を担うものであって、決して意見操作をするといった目的ではございません。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 意図が明確になったので大分すっきりしたかなというふうに思います。

今後の開催に当たってですが、公平に意見交換ができる場を維持する上で、参加者が不安にならないための環境づくりが必要であるというふうに考えます。

第1回では、ファシリテーターへの質問の雰囲気でありましたり、冒頭で言えば、町長の挨拶に拍手する人が極端に少なかったりと、売却やマンションの案に反対の住民が目立っていた印象を持ちました。とはいえ、賛成の考えを持った参加者に対しても、萎縮して意見が言えないというような状況はなるべくないようにしなければならないと考えます。

ほかにも、大町地区の住民に囲まれた雰囲気テーブルで、大卒では彼らと同じ反対の思いであっても、中心地に住んでいないからということで意見を出しづらそうにしていた場面も見受けられました。これ、御本人からも後から御意見を頂戴しています。まずは、公平に意見交換ができる場づくりの上でどのような対策を考えているか、当局の考えを伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

まさに、本日もアウエー感がたっぷりでございまして、私も緊張してしゃべっているところでございますが、まず公平なワークショップを行うに際して、その雰囲気づくりというのが大切なものでございます。よくワークショップ形式の中で用いられるディスカッションの活性化、あとはアイデアの数を多く出すためにということで、テーブルにお菓子、お茶を用意して、フリーセッションみたいにやるというパターンがありますので、2回目以降はそちらの……、1回目は利府町の水の宣伝をしたかったので利府町の水を置かせていただきましたけれども、2回目以降はそういった形で意見の出しやすい雰囲気をつくってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 利府町の水も大変おいしいので、改めてうまく活用していただければというふうに思いました。

昨年3月の住民説明会以降、町長も同席されました8月8日の住民説明会、そして今回のアンケート調査、売払い予算の減額、そしてワークショップ開催と、約1年がかりで住民にも見えるような形で様々な対応を行ってこられたと思います。

対応を評価した一方、どれをとっても後手後手といいますか、不十分感もあったものと感じるところです。このことを状況を不安視する周辺住民の目線に移しますと、反対されるのが分かっているからわざとやってるんじゃないかというような話も聞こえてくるわけです。これは

決して揚げ足取りとかではなくて、受け手側の事実であります。原因があったからにはほかありません。新年度が間もなく始まりますが、本年度この跡地の件をどのように進めていくおつもりなのか、町民の不安解消のためにも町長の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） 町長ではないんですけども、まず初めに、なぜ取り急ぎ後手後手に回るように急いできたのかということでございます。

これにつきましては2点ありまして、全員協議会とか定例会の折にもお話をしてきたかもしれませんが、まず、当初計画していた時期に、宮城県内への台湾大手半導体メーカーが来るということで、それに関連する企業……、企業さんが来るということは、従業員、御家族が宮城県内のほうに来られる、住宅事情が大きく変化するという可能性がありました。実際、熊本県の菊陽町もそうであったように、周辺自治体まで影響を及ぼしているということで、まず1点。

次に、物価高騰ということで、ほかの公共施設でも、規模にもよりますけれども、物価高騰で建築資材が上がって、数億から数十億のお金が増加しているという中で建物を建てるということになりますと、もうその先行きが不透明でございますので、極力急いで町を発展させるための施策を実行したいという思いがあってやっておりましたので、決して反対されるから急いだわけではなくて、ちゃんとその背景があってここまで動かしてきたということになります。

もう一つが、これから、今後の進め方としましては、先ほど原因の一つにお話ししました半導体が頓挫してしまいましたので、ここにつきましてはワークショップを開催した、あとは12月で予算も全て取り下げたという経緯もございます。これからゆっくり時間をかけて町民の皆様のお意見を伺いながら、少しでも前に進むような形で進行してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） できれば、今日は多くの地元住民がお越しになっていましたので、町長のお口から直接お気持ちがいただけるとありがたいなと思ったんですが、よろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 阿部彦忠議員の御質問にお答えします。

もう本当に部長が答弁したとおりなんでございます。また、全員協議会でもお話しさせていただいたように、時代の変化は物すごく速いスピードで今進んでいます。よく役所はスピード感がないということが指摘される。これは、阿部議員も民間の会社にいらっしゃったからよく分かっていることだったと思います。そのスピード感に追いついていく、特に今は物価高騰が

本当に信じられないスピードで進んでおります。そこで、そもそも私たちの財布が厳しい中で、民間の皆様と、官民連携とかいろいろな言葉がありますが、いろんな可能性をオープンにする際に、やはりスピード感というのは本当に重視しなきゃいけないところでした。

それは、先ほど部長からも答弁ありました台湾半導体の企業がある。もしかしたらこれからも出てくるかもしれないよと。ただ、今私たちは、その大きな流れが一旦踊り場に來たわけでありまして、また議会の皆様からも全員の名前で、住民の代表たる町議会議員の皆様全員の名前で、ワークショップを開いたらどうかという決議も頂戴いたしました。ここでは、しっかりと執行部としても皆さんの意見を広くオープンな形で、自由討議ですね、ワークショップは自由討議でございますので、考えを広く、先ほど阿部議員からも思想というお話もありました。やはり人それぞれ考え方は違います。十人十色です。または、思想とか考え方が、町がこうしろとか、何とかしろとかということは良心の自由がありますのでできませんので、皆さんから話していただかないと分からない、理解できないところもございます。そこはワークショップでぜひ思いの丈を話していただいて、佐々木先生にまとめていただくということの手続になると思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） よろしくとお願いされましても、私もワークショップに参加できるだけなので、第2回で町民の皆さんがどのような意見を活発に出し合うか、そこで答えが出るのではないかなというふうに思っております。

ちょっと時間も押してまいりましたので（3）に進ませていただきます。

①基準値を超えるアスベストは検出されなかったとのことですが、これは工事中だけでなく、その後のいわゆる養生を撤去するに至るまでの全ての過程でという認識でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） お答えいたします。

工事中及び工事後、2回アスベストの測定の方は実施してございまして、いずれにおいても基準値を超えるアスベストというのは検出されておりませんので、工事期間中を通して、一切健康に支障のあるアスベストというのは出なかったものと考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 基準値を超えるアスベストは検出されなかったということなんですけれども、これはゼロだったのか、微量だが基準値内だったのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） お答えいたします。

まず、その測定の方法なんですけれども、位相差顕微鏡法というような顕微鏡を用いた目視による計測を行ってございます。全くゼロかということ全くゼロではありません。アスベストであらう物質というものをこの顕微鏡を用いて特定しまして、その数を測定してございます。

その数についてですが、2か所、作業をする場所、それからその作業をする建物の外、外部、敷地の四隅になるんですけれども、大きくは2か所で測定してございまして、まず、建物のまさに工事をする箇所、建物の付近につきましては、大気1リットル当たり150本、150個未満の基準に対して、実際に顕微鏡で観察したものが0.5本未満ということなので、ゼロではありませんが基準値を大きく下回る量でございました。

それから、あと外部、外の敷地四隅におきましても、基準値は大気1リットル当たり10本未満に対しまして、実際に測定したところ大気1リットル当たり0.3本未満ということで、これも基準を大きく下回る数値ということになってございます。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） ちょっと聞き慣れない専門的な単位が出てきて、私もうまく理解できたかちょっと際どいところではありますが、改めて担当課のところで資料のほうを拝見させていただければというふうに思っております。この検出結果については、公表はするのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） お答えいたします。

健康に被害を及ぼす量というのももちろん出ておりませんし、あと様々な我々もこのアスベストの工事に際しまして、環境省であったり厚生労働省であったり、そういったマニュアル等々を参考にしてやらせていただいていますけれども、特段、検査結果の報告なりなんなり、公表の義務というものはないのでございますので、今のところ公表というのは考えてございません。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 義務はないという、ルールにのっとって公表しないということですが、基準値以下ということは了解いたしました。

アスベスト被害に関しては何年もたってから発覚することもありまして、また、作業従事者だけでなく、近隣住民にも影響が懸念されます。特に公共施設の解体である旨を考慮して、公表を、例えば広報の片隅でも結構なんですけど、御検討いただくことはできないでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） そうですね、広報紙等での広報、我々としては特段問題のない結果だったので考えてはいなかったんですけれども、お約束はできませんが、いろいろ内部で検討させていただいて、その必要性については検討させていただきたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 公表の機会に至らなかったということで、もしあれば、せめて議事録に残せればと思います。

②事故、苦情なしとのことで安心いたしました。まだ安全鋼板が外されていないので、最後まで安全に進めていただきたいところです。安全対策の内容は、最後まで同じ内容ということによろしいでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁でお答えしましたとおり、十分な安全対策をしながら工事のほうを実施させていただいております。最後まで、同じように安全対策を続けてまいります。

○議長（鈴木忠美君） 阿部彦忠君。

○2番（阿部彦忠君） 最後まで安全にお願いしたいところです。

時間多少余りましたが、以上で終わります。

○議長（鈴木忠美君） これで、2番 阿部彦忠君の一般質問を終わります。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（鈴木忠美君） 続いて、日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務企画常任委員長、産業建設常任委員長、教育福祉常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、目下調査中の事件について、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

令和7年 3月定例会会議録（ 3月13日 木曜日分）

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会すること決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年3月利府町議会定例会を閉会します。

議員の皆様、当局の皆様、大変どうも御苦労さまでした。

午後3時54分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長川口 優が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和7年3月13日

議 長

署名議員

署名議員